
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回川西町議会定例会第7日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

本日は4名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

2番遠藤明子さん。

第1順位、遠藤明子さん。

(2番 遠藤明子君 登壇)

○2番 おはようございます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、地域づくりについてであります。

各地区交流センターの指定管理について。

初めに、私はことしの1月まで小松地区交流センター職員として勤務させていただきました。在職中は原田町長を初め役場職員の皆さんには大変お世話になりました。

初質問は交流センターに関して伺いたいと思います。

住民が自主的に地域づくりに参画し、にぎわいと地域の課題解決のため活動を行い、地域のよりどころである交流センターの健全な機能運営を行うには、町の支援が必須であります。

町は各地区交流センターの経営母体と指定管理契約を結んでいますが、平成28年度からの契約期間が4年間から5年間と延びました。平成28年度から平成32年度（令和2年）になります。この間、ことしの10月からは消費税が8%から10%に引き上げられる予定でもあります。消費税に対する予算措置はどうなっていますか。

施設の維持管理、また事業運営全般などは、時代の変化やその時々のお金の状況により変わってくると思いますが、指定管理期間が5年間というのは妥当でしょうか。町長の見解を伺います。

2つ目に交流センター職員の処遇改善についてであります。

各地区交流センターの職員体制は、センター長（非常勤）のほか事務局長、事務局員、臨沂事務局員の4名体制（NPO法人きらりネット吉島を除く）です。各地区の地区計画に沿ってさまざまな事業を展開していますが、その分野は広く、多岐にわたり、企画から事務処理、事業運営全般を交流センター職員が担っており、日々忙しく、大変苦勞されています。

町からいただく指定管理料と地域づくり支援事業交付金約160万円があります。臨時職員を12カ月間雇用するため、地域づくり支援事業交付金を活用して雇用確保に充てる交流センターもあります。通年雇用でなければ事業運営が困難な状況であります。全ての交流センターが12カ月間雇用体制で運営を行っております。つまり臨時職員扱いではなく、常勤の事務局員と変わりはないのです。このことをどのようにお考えでしょうか。

交流センター側でも事業の精査を図り、効率的な運営に努め、地区民のご理解とご協力をいただきながら、残業時間を減らし、職員の負担軽減に努力するものの、なかなか難しく、実際に事業はふえるばかりです。

さらに、中心市街地である小松地区の場合では、人口減少による自治会世帯数の減少、またアパートの入居者増加に伴い、自治会未加入世帯の増加など、地域づくりを担う経営母体の会費が、ここ数年は2桁の世帯数で減少しています。地域社会のまとまりが希薄化し、深刻な問題であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

このようなことから、指定管理に係る交流センター職員の処遇改善について検討をいただきたいと思います。

今後ますます地域づくりを推進する各地区交流センター職員の質の向上が図られるとともに、次世代の担い手につないでいける魅力ある交流センターであってほしいと思いますが、町長の見解を伺います。

3つ目に、庁舎跡地の利活用についてであります。

ことし3月の定例議会において、庁舎跡地問題について他の議員から質問がありました。そのときの町長の答弁は、「庁内外検討組織と効率的に検討を進め、町民からも意見を聞く機会を設け、2019年度中に計画策定を目指す」との回答でした。その後の進捗状況について伺います。

小松地区交流センター建設のみならず、多くの町民の方が、特に小松地区の皆さんですが、庁舎跡地の利活用に注目すると同時に、駅西側の開発に期待をしております。住民に対し、進捗状況を常に見える化し、早急に進めていただきたいと思います。

次に、公共交通についてでございます。

将来を見据えた公共交通のあり方について。

平成8年から平成23年3月まで町営バスが運行し、年々客のいない空気バスとやゆされるような中、廃止され、平成17年度から乗り場指定のデマンド型乗り合い交通が始まった経過があります。平成23年度からはさらに内容が充実され、フルデマンド（乗り合いバス）500円で町内どこにでも行けるシステムで現在に至ります。交通手段のない高齢者には手軽な値段で外出ができ、利用者も多いと聞く反面、前日までの予約が必要で、急な用事の対応ができないこと、乗り合いのため時間がかかるなどのデメリットもあります。

こんな話を耳にしました。「そろそろ免許の返納を考えているけれども、交通手段が不便になるのが不安で、踏ん切りがつかない」。「デマンドは自分には使い勝手が悪くて、好きではない」。「日中の町内ぐらいだったら今は何とか運転はできるけれども、いつまでできるか先々が心配だ」という話でした。

高齢者運転による重大事故が多発している昨今ですが、地方で暮らす方々にとって車が生活の足になるわけで、返納できない最大の理由でもあります。どこにも行けなくなると外出もおっくうになり、高齢者のひきこもりの要因にもつながります。

しかし、町内を周回するバスがあれば、誰気兼ねなく外出ができ、時間に縛られず、ゆっくり用事を済ませることができます。また、外出先での出会いや交流が生まれたり、語り合いの中から健康維持や高齢者の見守りなどにもつながったりと、明るく笑顔を広がっていくイメージが湧いてきます。

高齢化社会を迎え、以前と今では環境や生活スタイルも異なっている現在、町営バスの復活はできないものか。また、スクールバスの利活用などはどうでしょうか。将来を見据えた公共交通のあり方について、町長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域づくりについて、各地区交流センター指定管理についてであります。各地区の交流センターについては、平成20年12月に川西町交流センター条例を制定し、平成21年度から交流センターの管理運営業務は、各地区経営母体を指定管理者として指定し、委託してまいりました。

委託に関する基本協定期間につきましては、平成21年度から第1期は3年間、24年度からの第2期は4年間、28年度からの第3期は、町の総合計画である「かわにし未来ビジョン」の開始年度と前期計画期間に合わせ5年間としております。これにより、「かわにし未来ビジョン」と協定期間が合致することとなり、「かわにし未来ビジョン」の見直しと連動した基本協定の締結ができることとなりました。

今年度は基本協定期間第3期の4年目となっております。「かわにし未来ビジョン」に掲げた「協働そして共創へ」のまちづくりテーマに沿って、各地区における地区計画に基づいた地域づくりを着実に推進していただいております。

今年度の指定管理料における消費税の算定については、10月からの消費税増税を想定した中で、光熱水費や電話使用料等の月ごとに分けることができる費用については、9月分までを税率8%とし、10月分以降を税率10%で算定しております。使用料や点検費等、月ごとに分けることができない費用については、当初から税率10%として算定しているところであります。

また、指定管理期間は、現在5年間として基本協定を締結しておりますが、指定管理料の算定については、単年度ごとに実情を勘案した上で算定し、年度協定を締結して、単年度の指定管理料と定めているところであります。

次に、職員の処遇改善についてであります。地区交流センターの職員体制は、センター長を初めとする4名体制を基本として、事務の難易度と職責に合わせ指定管理料の基礎算定を設定しており、臨時職員については、事務補助として雇用期間は10カ月分として費用算定しているところであります。

政府は、平成30年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業を公表しました。地域運営組織の定義を、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に

基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」としています。

実施している活動としては、高齢者交流49.7%、声かけ・見守り40.9%、体験交流33.0%が上位を占め、基礎的活動では、地域イベント運営62.5%、広報紙の発行58.6%、防災訓練・研修52.2%などとなっています。

また、主要収入源は、市区町村からの補助金等が62.3%で最多、ほか公的施設の指定管理料8.5%、会費7.7%となり、活動上の課題については、担い手不足が82.6%を占め、リーダー人材の不足56.5%、事務局人材の不足52.0%、資金不足49.1%となっています。

報告書では、地域運営組織の必要性については強く認識されているものの、その運営については、地域内での合意形成、まちづくり人材の育成、事務局の充実などを全国的な課題として捉えております。

本町では、運営体制の整備が完了し、地域住民の理解、参画意識、人材や資金を確保しながら事業展開が図られている段階と考えております。地区計画の進行管理や点検、改善が行われており、持続的な地域づくりを進めるため、地区経営母体の人材確保やまちづくりマスター養成講座などを実施しています。

また、地区計画をもとに積極的に国の補助事業に応募、事業化に取り組む地区もあり、事務局員の能力向上を感じております。

一方で、町からの協定以上の分野で活動されることにより、事務局や一部の職員に過重な負担が生じている場合もあり、組織内での話し合い、協働体制が必要と考えます。

今後も定例センター長会や地域づくり連絡協議会、地区担当制職員の定例訪問等の地域自立推進制度の一層の推進を図りながら、各地区における課題を把握するとともに、事業の精査と各団体の自立を促進し、また各地区の担い手となる人材の育成を進め、持続可能な地域づくりを一層推進してまいりたいと考えております。

自治会未加入世帯の増加の問題については、地区経営母体を構成している自治会という地域コミュニティにおいて、相互扶助の関係性が薄れる傾向にあるものと危機感を深めており、例えば自主防災組織の活動においても、災害時における速やかな情報伝達や避難誘導、要支援者の把握、救助活動等に対する対応を課題として捉えております。

町では、転入届け出時において自治会への加入案内を窓口で行っておりますが、依然として自治会へ加入しない世帯があり、今後も継続して自治会加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎跡地利活用についてであります。さきの渡部秀一議員のご質問にお答えいた

しましたとおり、役場庁舎跡地利活用計画の策定に向け、昨年度から検討を開始し、今年度内の計画策定を目指しております。

庁内外に検討組織を設置し、現在は上位計画や関連する計画の考え方、さらには平成29年11月に実施した役場庁舎跡地に係るアンケート調査結果を踏まえながら、跡地利活用の方向性を協議・検討いただいております。今年度につきましては、4月25日に1回目の川西町役場跡地利活用計画検討委員会を開催いたしました。このほか4回の検討委員会の開催を予定しております。

検討に当たりましては、地元である小松地区の皆さんを初め、役場と隣接する中央公民館を拠点に活動されておられる方々など、幅広い皆さんのご意見等を十分に踏まえた上で、検討を進める必要があると考えております。今後、これらの皆さんとの協議の場を設定すべく、地区計画との整合性や中央公民館と農村環境改善センター等の類似施設の利用状況などの確認作業を進めております。

中央公民館等の平成29年度の利用状況につきましては、中央公民館を利用されている社会教育・文化団体の利用件数は504件、施設全体の利用率は27.13%でありました。同様に農村環境改善センターは、社会教育・文化団体の利用が182件、25.35%、生きがい交流館は554件、53.17%でありました。また、各施設を利用されている団体等を分析いたしますと、活動されている施設のすみ分けがなされており、中央公民館を利用されている団体等との重複は、ほとんどないことを確認しております。

今後、これらのデータをもとに、地域の皆さんや中央公民館を利用されている団体代表者等との協議の場を設定するなど、情報の共有を図るとともに、その結果をもとに検討を進め、できるだけ早期に跡地利活用の方向性をお示しできるよう努めてまいります。

次に、公共交通について、将来を見据えた公共交通のあり方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町営バスの復活はできないかについてであります。町民バスは、玉庭及び東沢地区以外の平野部地域と小松地区中心部の公共施設を結ぶ循環バスとして、平成8年8月に運行を開始し、平成12年11月には、公立置賜総合病院の開院に伴って運行経路の見直しを行い、平成17年3月まで運行しておりました。

当時は3系統を運行しておりましたが、目的地が定められていることや路線により運行しない曜日があること、路線までの移動や便数等の課題などから、利用者数は年々減少しておりました。

平成15年度の年間利用者数は1万4,543人、平成16年4月の調査によると、1便当たりの平均利用者は、路線により0.8人から2.8人の実績でありました。

また、利用者の有無にかかわらず定時運行を行わなければならないことから、利用料金の収入に対して運行に要する財政負担は大きく、より効率的で利便性の高い交通対策が求められておりました。

このような中、平成16年度に公共交通のあり方を検証するため、東沢地区においてボランティア輸送の実証実験を行い、アンケート調査の結果からも、戸口から戸口まで移動できる交通システムを多くの住民の皆さんが必要としていることが確認されたことから、平成17年度に住民説明会や試行運行を経て、平成18年度から県内で最初のデマンド型乗り合い交通を運行したところであります。

平成23年度からは、町内どこでも乗りおり自由で、毎日利用できるフルデマンドへ見直しを行い、生活交通として利便性の向上を図ってまいりました。本年3月末現在で登録会員数は1,641人、平成30年度の年間利用者数は8,462人で、1日平均23.2人の利用実績であり、利用者からは、おおむね好評を得ているものと認識しております。

デマンド型乗り合い交通は、町民の移動手段として自由度を拡大し、外出機会の創出による心の健康の保持、生きがいつくりの視点からも、有益な交通手段と捉えております。

また、利用状況に応じて運行を行うため、町民バスの課題でありました料金収入に対する財政負担が軽減され、費用対効果が図られていることから、デマンド型乗り合い交通を継続してまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの活用についてであります。スクールバスは園児・児童・生徒の通園・通学に使用することを目的に運行し、登下校時以外には社会科見学や校外学習、他校との交流学习、中学校では部活動の校外練習や地区大会等に使用しております。児童・生徒数に応じて台数を配置しており、安全性の確保が最優先と捉えておりますので、スクールバスの混乗利用は適さないものと考えております。

次に、将来を見据えた公共交通のあり方についてであります。現在、町内の公共交通の手段は、JR米坂線、フラワー長井線、山形交通が運行する小松・米沢間のバス、民間事業者のタクシー、そして町が実施しているデマンド型乗り合い交通と福祉タクシーがあります。

その中で公共交通の維持・改善に向けた現状の課題としては、車社会や少子化・人口減少に伴う利用者の減少により、運輸事業者の経営は厳しさを増す一方、とっさの判断力や認識力の衰えた高齢ドライバーによる交通事故などが多発し、社会問題となっていることから、

免許証の自主返納者の増加が見込まれ、現有の公共交通の果たすべき役割は、ますます高まるものと捉えております。

このため、デマンド型乗り合い交通については、利用者等からのアンケート調査を継続して行い、タクシー事業者の理解のもと、利便性の向上について検討を行うとともに、免許証自主返納者に対しては、昨年度から2万円相当の公共交通機関の利用券交付のサポート事業を開始しており、今後も支援を継続してまいります。

鉄道機関や民間路線バスの広域交通機関の維持・継続については、関係市町等との連携が不可欠でありますので、広域圏域での利用促進及び財政支援を行ってまいります。

本年3月、置賜全市町が参画する置賜定住自立圏において、共生ビジョンが策定されました。圏域内の各市町においては、公共交通対策が共通の課題であることから、圏域内における交通ネットワーク等の維持・整備が共生ビジョンの中で取り組み事項として掲げられておりますので、生活交通の広域的な運行のあり方等について、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 初めに、各地区交流センターの指定管理についてお伺いいたします。

町と指定管理を受ける交流センターの経営母体は、対等の立場であると思いますが、指定管理を指定するに当たり、各地区経営母体、あるいはその代表者と協議をする場があるのでしょうか、お聞きします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

各地区センターの方々につきましては、まず協議する場としては、毎月行っております定例のセンター長会がございますので、そういった場での情報交換もあります。さらには各地区のセンター長と事務局長、それから地域の代表が集まって数回の地域づくり連絡協議会、これも開催をしております。そういった場での意見交換の場を設定しているところでありますので。

なおかつ、町行政の内部では、さまざまなそういった地区との意見交換の中で課題の出たときについては、行政内部の調整会議等がございますので、こういったところで議論をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ただいまのご返答でございますけれども、センター長会、または連絡協議会、さまざまな協議がなされている場があるというのは私も存じております。ただ、指定管理を受ける、5年間の契約を受けるに当たって、その中身の精査をする、そういった意見を言い合えるようなその場はあるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 指定管理料の具体的な、それに絞った議論ということは、これまでもそんな、それに絞った議論はなかったかなというふうに思っておりますが、いろいろな先ほど申し上げた協議の場で、いろいろな課題を私どもも受けておりますので、そういったものは町の内部では、指定管理の選定委員会等の中でも協議をしながら協定を進めているところがございます。

以上でございます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 指定管理全般の、個々の施設ではないのですが、全体の取りまとめを私ども総務課で担っておりますので、重ねて答弁いたしたいと思っております。

指定管理関係につきましては、毎年、担当課が評価・検証を行っております。それぞれの各施設に出向きまして、各地区センターであるならばセンター長さん、それぞれと各担当者が、指定管理料も含めまして、指定管理全般にわたる内容の意見交換をさせていただいておりますので、ただいまご質問にありました指定管理料の内容等についても、必要に応じて意見交換をしているものというふうに認識をしております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 なかなか指定管理の中身では、各地区の交流センターのほうでも、町の総合計画に沿い、また地区計画で、そこは連携をとりながら事業のほう、地域づくりを推進していると把握はしておりますが、その課題というか、センターの課題が、なかなか当局のほうに伝わっていない現状があるのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお聞きいたしました。

それでは、ちょっと質問を変えますけれども、協働のまちづくりを推進するための行政と町民の役割の分担を明確にするというのは、どういう明確化なのでしょう、お聞きします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問でございますが、本町では平成16年にまちづくりの基本条例を制定させていただきました。これについては町民が、今、遠藤議員からありましたよ

うに、町と町民が役割分担をして、町民がまちづくりにかかわるということを明記したものでございます。

その大きな柱については、まずは情報共有ということでございますので、さまざまな計画、それからイベント等々について、町民の参画を促しているところでございます。

その役割の明確化の分担でございますが、行政については、各地区の運営について、当然、今やっている指定管理の中で、地域づくりというものをまず推進していくと。財政的な負担ということもあるわけでありますが、一方では、町民については、やはり自分たちの地域の中の課題というものをそれぞれ拾っていただいて、それを地区の中で議論いただいて、自分たちのできる部分は参画をいただくと。こういうことが役割分担の中身かなというふうに思っていますので、一概にこれがこれだということには、なかなかきっぱりと分けられるものではないと思いますが、基本的には地域の課題というものは、地域の皆さんで共有をして、それを地域の方々が解決をしていくと。それを行政は支援をしていくというような大きな考え方だと思っております。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ありがとうございます。

それでは、指定管理期間についてお伺いしたいと思います。

先ほども町長の答弁の中で、5年間に定まったということは承知おきいたしました。地区計画のほうも、町の計画に沿って5年の見直しという形で進めておりますので、そのところはよしとするところでございますけれども、指定管理料、その部分についてでございますけれども、その部分は指定管理制度が始まる前の公設民営化、その時代の職員の給料の部分に関してですが、その部分がベースになって、そこから精査されていないような気がするのですが、そこも含みの指定管理料というのは、精査して行われたのかお聞きしたいと思います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 指定管理料の算定に当たっては、今のご質問としては、人件費相当の部分が大きな中身かなというふうに思って、ご理解をしたところでありますけれども、これまでも平成21年度から協定を結んでまいりましたけれども、その時々で、やはり意見交換をしながら、あるいは各地区の要望等もいただいて、人件費等の処遇改善というのは、これまでも努めてきたところでございまして、平成21年度の次の第2期のときにも、それぞれセンター

長、それから事務局長等の処遇改善も図ってまいりました。

なお、第3期目に当たっても、地域の実情を勘案しながら、些少でありますけれども、処遇の改善ということも図っておりますので、それぞれの課題に応じて、これまでも処遇改善に努めてきたものというふうに理解をしております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 つけ加えさせていただきますけれども、指定管理料、小松地区の場合は中央公民館の下の1室しかありませんけれども、各センターでは施設の使用料などの収入も確保して、それを収入とすることもできますし、またさらには、事業を起こして、そのことによって地域経営母体がさまざまな事業収入を得ることもできると。それは当然、人件費にはね返る部分もありますので、その自由度を皆さんに提供させていただきながら、その建屋を活用していただいて、さまざまな事業展開も進めていただきたいと。地域の課題解決のために取り組んでいただきたいということで指定管理料を設定させていただいております。

小松地区の場合は、どうしても人件費だけしか見えないわけでありまして、他の団体につきましては、全体の施設管理も含めてお願いしているところであります。

さらに、質問の中にもありましたけれども、地域づくりの交付金につきましても、160万が大体ほかの、全体の地区、1団体であったり、交付しているわけでありまして、その活用についても、人件費の部分についても、経営母体の中でさまざま協議させていただいて、合意形成が図られれば、活用いただけるというふうに、緩やかな形で交付させていただいておりますので、それぞれの団体で利活用されているものと理解しております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 それでは、交流センターのほうの職員の処遇改善についてちょっとお伺いしたいのですが、指定管理料も含めますので、お聞きしたいと思います。先日の吉村議員と質問がちょっと重複するかもしれませんが、確認のためお聞きします。臨時職員についてでございます。

平成14年度から臨時職員1人分の費用を加算していただいております。仕事をする上で人手が足りないから1名分のアップ。でも、それは10カ月雇用の臨時分だよということであっていただくわけですが、2カ月分は地区が補填をして、また地域づくり支援事業の交付金を活用したり、地区によっては地区の会費で補っている、そういうところもございます。

各地区の交流センターを見ますと、1年を通じて雇用をしているわけです。1年間を通した雇用体制でないと事務方が回らないというこの現実をどう思われますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 センター長と事務局長と職員と3名体制でスタートしている中で、事務が大変だということ、さらに追加の処遇改善もありましたけれども、職員の体制を整えていただきたいという要望に応じて、歴史的経過を踏まえていただきたいのですが、増加をしてきたと。臨時的な補助的な職員を配置することによって、事務局長や事務局職員の負担軽減を図りましょうということでした。それで10カ月雇用ということは、臨時的な職員ということで処置をさせていただきましたけれども、それでは不十分だということで、各地区の中では、さきの地域づくり交付金を活用して2カ月分を補填して、1年間の雇用として連続雇用されている団体もございますので、そこはそれぞれの団体の自由度を發揮していただいて職員の確保を図っていただきたいということで、今回の5年間の指定管理の中では、地域づくりの中では設定させていただいております。

それは遠藤議員からいただきましたお話でありますけれども、次期の指定管理のときの課題として受けとめさせていただきたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 これからの5年目のというか、指定管理期間の中で、また新しく改善されることを希望したいと思います。

臨時職員というのは、仕事をする上で臨時扱いではなく、仕事の中身がかなり比重が高く、過重な仕事を補っていただいております。となると、職員同士の中で、臨時扱いではなくて、同じレベルで仕事をしているわけで、でも給料だけは臨時だよという、そういう格差、それがやっぱり同士というか、仲間の意識が変わってくるというか、そういうふうな現状でありますので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

それでは、すみません、残業時間の消化についてですけれども、未処理部分は代休による精算になっているところですが、各地区で消化されているのか、年度中の残業は、各地区、年度内で消化されているのか、把握していらっしゃるかどうかお聞きします。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 今ありましたように、残業等々については、基本的には代休というような形で、休みをとっていただくことで、今、各地区交流センターにはお願いをして、その中で、休みをとっていただく中で、きちっと体調管理を含めて業務を担っていただきたいということしております。ただ、全体が消化されているかということになりますと、全体が消化されているということではないというふうには思っております。

ただ、これは各地区ごとによって違っておまして、きちっと消化されている、皆さん、代休をとられている地区もございます。ただ、やはり全ての地区がそうなっているかということではないということは把握をしております。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 その残業時間については、やっぱり一生懸命事業をやれば、それだけ残業がふえてくるというか、そういうのは当たり前だと思います。未処理部分の精算は、ある程度時間外での作業に対する管理費とか、そういったものに充てていただくことはできないのか。その検討はいかがなのでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 残業とか長時間労働については、今般、川西町役場の中でも働き方改革ということで取り組んでいるところであります。定時に帰るということを原則にしながら、必要な残業がある場合は、きちんと職名を出して残業に当たるという形で厳しく指導をしているところでありますし、また土曜日とか日曜日、出勤せざるを得ないイベントなどもあるわけでありまして、その場合には必ず週内の中で代休をとるようにというようなことで、消化をするように指導しているところであります。それぞれの交流センターの任命権者がいらっしゃるわけでありまして、任命権者の皆さんとしっかり意見交換させていただきながら、職員の健康が損なわれることのないように、長時間労働を戒めるような指導をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解賜りたいと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 それでは、交流センターの会費が年々減っているという、ちょっとそういったお話になるのですが、自治会加入の対策というものは、町のほうでは先ほど、窓口に来られた方々には、その都度、自治会に加入をしていただきたいというような促しをしているというお話がございました。

ただ、今現在、アパート世帯がふえておまして、そこには若い夫婦ですとか子供たちがその中にいるわけです。そういった現状の中で、地区のイベントですとかお祭りですとか、さまざまなそういった事業等に、自治会に加入していないおたくの子供は来るなどか、そういうことは言えない状況であります。そんな状況の中、やっぱりいただいた会費で事業を運営しているというところの部分では、もっと何か自治会加入というところに、強く町のほうからも押していただくような、そういう施策はないのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変これは難しい問題をたくさんはらんでおりまして、我々も苦慮しているところでございます。全体で300件を超える自治会の未加入世帯がございますので、その方々には自治会に加入していただきたいと。例えば先ほどの答弁書にもありますけれども、災害が発生したときの安全確保などについて、助け合いが機能しなかった場合のリスクというのは大きいというようなことも含めて、情報を提供させていただいております。

一方では、若い人たちが中心なんですけれども、そういう煩わしいことに参加したくないから、この場所に家を建てたというようなことを言われます。それが現実でございまして、働きかけをしても、なかなか組織化できないという場合もございまして、大変苦慮しているわけですが、だからこそ、それぞれの地域の中での話し合い、地域の中で、これから将来どうあるべきなのかということの協議を、例えば子供の見守りのときに誰がそれを見守っていくのかとか、お祭りやイベントなんかで、子供に大変いい思い出をつくっていきたいんだという、地域づくりの一環の中に自治会未加入の方も参加していただいて、その一体化をどうつくるのかとか、あるいは今までのやり方だけではなくて、さまざまなイベントを通じながら、人としてのつながりというのを再生していくことしかないのだろうというふうに思います。

強制力で、川西町に住民票を置いたら必ず自治会加入ですという案内はしておりますけれども、強制力を働かせるところまで至っていないのが現実でございまして、やはり話し合いを継続して続けていくしかないというふうな思いでいるところでございます。

ボランティアで町報などを配っている方もいらっしゃいますし、そういった一つ一つのつながりを大切にされた地域づくりが求められているのかなど。特に小松地区の場合はさまざまな方がいらっしゃるの、苦労が多いというのは十分認識しておりますので、町もサポートを今後とも継続してやっていきたいと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 どうぞよろしくお願ひいたします。

庁舎跡地問題についてでございますけれども、先日の渡部議員の質問の回答で十分理解をいたしました。それで、多くの町民の思いに耳を傾けていただける場の設定、座談会でもいいですし、そういったことをいち早くやっていただきたい。それで、あと中央公民館を利用する団体だけではなくて、広く町民の方々の声を聞いていただきたい。建物だけでなく雰囲気、環境も含めた中でのまちづくりをお願いしたいと思っております。

公共交通のほうのお話をしていきたいと思います。

3路線あった町民バスの廃止の理由を、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思っています。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 町民バスの廃止の理由については、先ほど町長が答弁で申し上げたことと重複するわけではありますが、まずは一番大きなものは、運行しているものが少なかったというのが一番大きな要因でございます。都会のように常時走らせるということは、これは非常に困難なわけございまして、限られた財源の中で地域内を循環する中で、どういった経路がいいかということで工夫した路線を設定して、3系統とさせていただきました。

ただ、やはり目的地ということで、町場に向かってきたり、病院の循環をするというような形をとりましたけれども、やっぱり利用実績を見ると0.8人とか2人とかというような低調でございました。これについては、やはり路線までどうしても、乗る方は路線はどこでも乗れるということは知っておったわけですが、そこまでどうしても行かなくてはいけないとか、そういった不便性があつたのかなど。あとは全体的に、路線を毎日ということではなくて、3路線系統を曜日ごと指定をした経過がございました。そういったところも一つの不便だったのかなという理解をしております。

もう一つは収入的なもので、やはり利用者が少ないということは、利用料金が少ないということがありますので、運行に対しての利用料金がどうしても少なく、20%台の収益だったからというふうには理解しております。

そういったところで、やはりもう少し効率的な交通体制というようなところで課題として捉えたものですから、実証実験を踏まえて、現在のスタイルに改めたところでございます。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ありがとうございます。

デマンド交通についてちょっとお聞きします。

会員登録制ではありますけれども、この会員登録というのは、登録の更新というのはあるのですか。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 更新は特にございません。一度登録すれば、ずっとそのまま登録になっております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 今後ますます免許証の返納者がふえてくる状況が見込まれます。今の体制で十分、デマンド利用で大丈夫なのでしょうか、お聞きします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町民バスからデマンド交通になって私自身が一番強く思ったのは、雨の日でも雪の日でも、バス停で、いつ来るかわからない町民バスを待っている姿を見ると、本当にこれでいいのかなという思いがしまして、東沢地区で実証実験に入るわけでありましてけれども、アンケート調査からすると、玄関先から、そして目的地までドアからドアで運んでいただければ、やっぱりありがたいなという声がたくさん寄せられまして、その方向に切りかえたところでございます。

課題はたくさんございまして、大きな課題は、目的地が決まっているというところからスタートしたわけでありましてけれども、どこにでも行けるようにしてほしいということがございまして、さらには曜日を、土・日休みにしていたのを、いつでも、祝日も、365日乗れるようにしてくださいということで、そういった門戸をどんどん広げてきました。

デマンド交通の一番の川西町の肝は、タクシー事業者さんが全面的に協力をしていただいているということです。タクシー事業者さんも、お客さんがだんだん減って事業が縮小している大変厳しい中で、デマンド交通をどんどん伸ばしていけば、自分たちのお客さんが減ってしまう、営業収入が落ちてしまうんだという中で、いろいろな協議をさせていただきながら、日中は協力しましょうということで協力をいただいているところでございます。

やっぱり課題とするのは、予約制だということで、いつでも予約できるという体制が望ましいわけでありまして、制約をかけて前日とさせていただきまして。いつでも私たちは電話一本で仕事をしますというふうに業者さんから言われるわけでありまして、そのことは、会員になっていただくこと、前の日の予約ということをまず大前提にしながら運営していただいている、タクシー事業者さんに協力していただいていることをご理解賜りたいと思います。

もう一つ利用者さんから言われているのは、町外に行きたい、米沢に行きたい、長井に行ける、そういう便を確保していただきたいという、広域的な運行をしてほしいという要望もいただいております。これについては、他の事業者さんとも協議をしなければならないことで、広域的な課題として、今回、定住自立圏のビジョンの中に、公共交通の維持・確保について、テーマとして町から提案をさせていただいておるところでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ありがとうございます。

いろいろこれからの情勢が変わってくるわけですから、その状況に合わせて、また町民の方々の、高齢者の方々の生活の足を十分に踏まえた中で、議論を重ねて進んでいただきたいと思います。

きょうの新聞をごらんになりましたでしょうか、ちょうど公共交通機関のことに大きく取沙汰されておりました。やっぱり地域のお年寄りの足もそうなんですが、外から来るお客様、これに向けての交通手段が、やっぱり手薄だなということも十分課題であると思います。そのことも踏まえ、当局のほうでも頑張っていたいただきたいと思います。

以上でございます。私の質問を終わります。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時27分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第2順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 改めまして、おはようございます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、子供の貧困対策についてです。

近年、子供の貧困問題が大きな社会問題になっています。平成25年国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は16.3%と、子供の6人のうち1人が貧困状態にあり、過去最悪の状態にあります。

国では、平成26年に子供の貧困対策の推進に関する法律を施行し、27年に子供の未来応援国民運動をスタートさせました。山形県においても、やまがた子育て応援プランを策定し、

全ての子供が生き生きと暮らせるよう、さまざまな施策に取り組んできました。

山形県内の子供の貧困調査は、平成28年8月・9月に初めて行われ、県内の子供の16%が貧困状態であることが報道されました。比較対象とした平成28年の国民生活規模調査の結果の貧困率は13.9%でしたから、全国平均を2.1ポイント上回ったことに、より重く受けとめ、推進計画を進めたものと思います。

まず、川西町における子供の貧困率をどのように捉えているかをお聞きいたします。

同じ質問が平成27年12月議会において同僚議員から質問されています。当時の答弁では、貧困率の調査は行っていないが、国・県の調査情報を把握し、対策をとっていくとあります。

県の子供の貧困対策推進計画では、子供の貧困に対し、効果的な対策をとることを目的に実態調査を実施するとしています。その後、町独自での調査を実施したのか質問いたします。町の子供の実態に合わせた施策のためにも、町としての調査が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

大きな目標として、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供たちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指す」とあるように、少なくとも義務教育終了まで、できれば高校卒業までは、格差のない子育て教育環境が必要と思います。やれるところからの実施となれば、給食費の無料化や子ども食堂、居場所づくりなどが挙げられます。町長の子供の貧困対策の所見はいかがでしょうか、質問いたします。

次に、国民健康保険税の軽減についてです。

3月議会では、平成31年度の国保税の賦課については、県の納付額に応じて賦課する、すなわち昨年度に比べ10.5%の引き上げで賦課するとの答弁でした。さきの臨時会では限度額も上げられ、国保加入者の大半は悲鳴を上げていると言われていました。

町では国保会計積立金が約2億円あります。緊急の場合の積み立てということですが、現在までいわゆる緊急事態は発生したことがありませんし、国保財政自体は県が管理しているわけですから、積立金の使途については明確ではありません。保険者の拠出による積立金である以上、保険税軽減のため活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

保険税が高い理由の一つに、医療費が高額であるという理由もあります。平成27年統計によれば、川西町の1人当たりの医療費は38万8,894円で、県で2番目の高さです。

健康に対する関心は高いと言われ、さらに担当者の相当な努力にもかかわらず、みずからの健康状態を確認するための特定健診の受診率は42.61%、特定健診指導は45.75%で、サラ

リーマンが加入の健保組合の70.1%に比較すると相当低く、受診率の向上が課題となっています。重症化する前の確認によって健康を維持することが、本人にとっての最大のメリットとなり、医療費削減にもつながります。受診率向上の方策はいかがでしょうか。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用も年々高くなっています。一般に後発医薬品の利用が高くなれば医療費が下がると言われていますが、町の場合、医療費が高どまりのようです。ジェネリック医薬品利用促進のお知らせなどによる誘導も、有効な手段と思います。ジェネリックの現状について質問いたします。

団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題に対応するために、国を挙げての対応が迫られています。国保税のさらなる引き上げ、自己負担割合の引き上げが容易に予想されます。これ以上の負担増は無理です。町として、2025年問題をどう捉えていくのかを質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困対策について、子供の貧困の実態調査についてであります。県は子供の貧困対策の基礎資料とするため、平成30年度、本町を含む県内全市町村の子供とその保護者を無作為抽出による対象者として、子供の生活実態調査を実施し、約4,300人からの回答を得て、県全体のみ調査結果を本年3月に公表しました。

ここでの貧困の定義は、厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査における等価可処分所得の中央値244万円の半分の額122万円を貧困線とし、この貧困線に満たない世帯の17歳以下の子供の割合を子供の貧困率としております。

なお、等価可処分所得とは、世帯の可処分所得——所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入を、世帯員数の平方根で割った所得のことをいいます。

この調査結果では、本県の平成30年度の子供の貧困率は16.0%となったところであります。議員のご質問の中にありました、国の平成25年度国民生活基礎調査の16.3%、28年度の同調査13.9%という割合につきましても、同じ基準で示されたものであります。

県の調査において、貧困線未満の世帯をA世帯、貧困線以上をB世帯として比較し、特徴的なものを申し上げますと、A世帯はB世帯に比べ家計の支出の中で負担が大きいと感じて

いるものとして、食費については7.6ポイント、学校等にかかる費用は6.4ポイント、衣服などの身の回りの物の購入費については、11.1%高くなっております。また、暮らしぶりについては、全世帯で51.0%が生活は苦しいとの回答でしたが、その内訳を見ますと、A世帯は70.8%であり、B世帯の47.4%と比べ23.4ポイントも高い結果でありました。

このほか子供を対象とした調査結果で顕著なものとしては、悩んだり不安を感じたことがあるかとの質問に対し、A世帯の子供は、家にお金がないこと、自分の部屋、服や靴、勉強に必要なものが足りないことが、B世帯の子供と比べ高い割合となっております。

子供の貧困の状況や傾向については、この県の貧困線を基準とした調査のほか、町では要保護・準要保護世帯に対する就学支援や児童扶養手当、生活保護の給付などの低所得者世帯への支援策を通して、その世帯の子供を取り巻く生活環境の把握に努めております。

これら世帯を見ますと、それぞれの世帯で家庭環境、家族の健康状態などが異なり、個々の生活意識や価値観の違いもあるところではありますが、貧困に悩む子供たちの存在とその思いを把握するため、今後も県や地域、教育機関等と連携し、情報の収集・共有を図ってまいります。

次に、格差のない子育て、教育環境施策についてであります。町では、県が平成28年3月に策定した「山形県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、県や関係団体等と連携し、子供の貧困対策を講じております。

格差のない子育て施策として、経済的な生活支援については、ひとり親支援として児童扶養手当を支給しており、これは所得や子供の数に応じ、児童手当に加えるものであり、現在、116人が対象となっており、生活保護については、子供がいる2世帯に生活保護費を給付しております。

また、現在、ことし10月からの幼児教育・保育料の無償化に向け準備を進めておりますが、対象は3歳から5歳までの全幼児を原則とするものの、ゼロ歳児から2歳児までについては、低所得者に対して無償とするほか、実費負担を原則とする食材費についても、所得に応じて減免する方向で、現在、国が細部を詰めているところであります。

次に、教育環境施策については、要保護・準要保護世帯に対して就学援助を行っており、学用品や修学旅行費などのほかに、給食費についても援助の対象としているところであります。援助を受けている児童・生徒数は、今年度当初において小学校では46人で、全児童数の7%、中学校では38人で全生徒数の10%が認定されているところであり、平成30年度の実績としては、約933万円の給付額となりました。

また、子供の居場所づくりとして、放課後児童クラブの要保護・準要保護世帯の児童の利用料については、それぞれ月額9,000円と7,000円の補助を行い、経済的な理由があっても子育て環境に差が出ないように、支援に努めております。

なお、子ども食堂については、県では子供の居場所づくりネットを立ち上げ、現在のところNPO法人など14団体が賛同しておりますが、現在、町内では実施されていません。

本町の高等学校等への進学率は、過去8年間はほぼ100%となっており、中学校卒業と同時に、ほぼ全員が高校に入学しております。高校進学では家庭での経済的な理由による差は出ていない状況でありますので、支援が必要な世帯に対する支援は、今後とも継続してまいりたいと思っております。

町としては、所得にかかわらず、これまで独自に平成29年度から満18歳までの医療費の無償化や、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない相談・支援体制の強化等に取り組み、子育て環境の充実を図ってまいりましたが、あわせて子供たちが家庭の事情や経済的な問題によって将来への可能性が閉ざされることのないよう、今後も分け隔てなく、県や関係機関と連携し、貧困対策に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険税の軽減について、国保積立金活用による国保税負担減についてであります。国民健康保険事業については、財政運営の県単位化により、県から翌年度の国民健康保険事業費納付金の額が提示され、市町村は国保税及び県交付金を主な財源として、県へ納付することとなりました。また、納付金の額とあわせ、標準保険料税率が提示され、各市町村は、標準保険料率を参考値として税率を決定する仕組みとなっております。

国民健康保険税は医療給付のための目的税であり、被保険者は農業者、商業者等個人事業者が大半を占め、気候や経済の変動による収入の減少等により納税が滞る等、不測の事態への備えとし、国保会計の健全化のため基金を造成しております。

国民健康保険特別会計における基金の目標は、国民健康保険財政の健全な運営を目的に積み立てており、過去3カ年における保険給付費の平均月額3カ月分の3億円としており、基金の現在高は2億400万円となっております。

基金の活用については、これまで特に災害等の緊急事態はなかったものの、高額薬剤の保険適用を原因とした、予想を上回る医療費の増加等から、平成19年度に5,100万円、平成28年度に5,500万円の基金を取り崩し、対応した経過があります。

今年度の国民健康保険特別会計特別当初予算は、平成31年度の県の国民健康保険事業費納付金の決定が4億5,740万円と前年より10.5%、4,300万円の増加が示され、標準保険料率で

は、医療費分で7.8%と、前年標準保険料6.3%を大きく上回る税率が示されたため、事業費納付金の増額分を現行税率で賄えなければ、税率を改正する必要がありました。

今般、平成30年度の所得が確定し、今年度の国民健康保険税を現行税率で試算したところ、約6,000万円の歳入不足となる見込みとなりましたが、平成30年度の決算見込みで繰越金は予算より2,000万円の増額が見込まれ、また歳出を見直した結果、基金から4,000万円を取り崩すことにより、不足額を賄えると判断いたしました。

県町村会として長年要望してきた国民健康保険運営の県一本化が、平成30年度から実施されたことに伴い、本町の税率を改正し、被保険者の税負担を軽減したところであり、近隣市町においても、今年度は基金の取り崩し等により税率改正をしない動向であることから、基金を活用し、運営することといたしました。今年度はこのように見通しましたが、今後、国保事業の健全化に努めるとともに、県への納付金の推移を把握しながら、保険税率の見直しも検討していかなければならないと考えております。

次に、特定健診・特定健診指導の受診率向上についてであります。本町における国民健康保険加入者1人当たりの医療費は、平成29年度において39万7,103円で、県内では5番目に高額であり、県平均より約3万3,000円上回っております。

そこで町では、被保険者の健康保持・増進を目指し、あわせて中長期視点での国保会計の財政の安定化、医療費の抑制を図ることを念頭に入れ、平成30年から6カ年を計画期間とする第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、特定健診の結果等を分析し、PDCAサイクルを活用して、効率的かつ効果的な保健事業を実施しております。

分析結果によると、入院と通院を分類すると、入院件数は全体の2.8%にもかかわらず、医療費全体の40.3%を占めていることから、重症化で入院治療に至る前に未然の対策が必要であることや、傷病別の医療費の内訳では、高血圧症を初め糖尿病、高コレステロール血症などの生活習慣に係る傷病の医療費合計が全体の43.6%であることから、生活習慣病の発症予防対策が非常に重要であると考えます。

その予防対策として、特定健康診査は生活習慣病の予防を目的として大変大切なものであり、町内の満40歳から74歳までの方を対象として、毎年健診票をお送りしながら各地区を会場に実施しておりますが、より多くの方々に健診を受けていただくことが必要であります。

そこで、受診率向上対策として、訪問や電話等による健診未受診者に対する受診勧奨の強化を図り、受診率は平成27年度の42.6%から、平成29年度には県平均受診率とほぼ同じ47.1%まで向上しました。

しかし、まだ国が目標としている60%には達していないことから、今年度からかかりつけ医師のもとで健診を受けていることを理由に町の健診を受診されない方に対し、本人の同意を得た上で、かかりつけ医師の情報を提供していただき、健康状態を把握できた人数として町の受診者数に加え、結果、受診率にも反映する取り組みを行うことといたしました。

また、健診後に特定保健指導を受けた方の割合は、平成27年度は45.8%でしたが、平成30年度は保健指導の強化により78.4%まで上昇し、家庭訪問による生活改善指導の結果、55.9%の方々に体重の改善が見られたところであります。

このほか発症予防・重症化予防の保健指導について、なお一層の推進を図るため、特定健診の際に、あわせて推定食塩料摂取量検査を実施して減塩指導に生かすなど、特定保健指導に活用しております。

さらに人工透析新規導入ゼロを目標として、リスク対象者に対し、医療機関と連携を図りながら家庭訪問指導等を行う取り組みを行っております。

次に、後発医薬品の現状についてであります。当町における後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、使用率が年々増加しております。平成30年4月審査分（2月診療分）の後発医薬品のシェア率は75.6%に対し、平成31年4月審査分（2月診療分）では82.3%と、1年間で6.7%上昇しております。

本町は、平成29年度の国保加入者1人当たりの調剤費が、県平均7万194円に対し、県内トップの9万4,385円となっていることから、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加傾向を少しでも抑制する方策の一つとして、5月と11月の年2回、後発医薬品差額通知書を送付し、調剤診療の軽減を図ることで財源の確保に努めております。さらに毎年7月の被保険者証更新時に、後発医薬品を希望するシールの配布を行っております。

なお、使用率を向上させるためには、処方箋に後発医薬品切り替えが可能な薬剤の記載が必要なことから、医療機関と連携した取り組みが不可欠となっており、関係機関とともに医療機関への働きかけを行ってまいります。

次に、2025年問題の対策についてであります。川西町の2025年の75歳以上の人口に占める割合は22.2%と予測されており、2015年では19.8%で、10年で2.4%上昇する見込みであります。山形県全体では、2015年では16.9%であり、2025年では20.6%と3.7%の上昇となっており、同様に東京都では2015年では10.9%で、2025年では14.1%と、10年間で3.2%上昇する見込みとなっております。

町は、医療費の抑制について、現在取り組んでいる事業内容に加え、平成30年度から6年

間を計画期間とする川西町国民健康保険事業実施計画に基づき、事業を行ってまいります。

被保険者の健康維持は、長期的には医療費の支出削減と国保財政の安定化につながることから、前段申し上げましたとおり、被保険者の健康保持・増進のため、生活習慣病予防対策等の積極的な取り組みを初めとする保健事業の推進に努めてまいります。

国では、国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者に対する保険料軽減措置の対象拡大や、高額療養費制度の負担額を所得に応じて見直し、中低所得世帯の負担軽減、介護保険の第1号被保険者の低所得者について、さらなる保険料軽減等の対策を掲げております。

今後、国民の高齢化は、国レベルのあらゆる分野での課題が想定され、社会保障制度等大幅な制度改正も予測されますので、国・県の動向を見ながら情報収集に努めるとともに、保険者として適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 大変丁寧なご回答で、ありがとうございました。

まず初めに、子供の貧困対策について質問させていただきますけれども、答弁書では、ほとんどが県の情報、国の実態ということの報告だったわけですが、実際、川西町の子供の貧困の状態というのは、どのように捉えているのかというふうな、例えば川西町の貧困率が何%なのかというようなデータというものはお持ちでしょうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 では、お答え申し上げます。

今の町長答弁があったとおり、公表は県のみでございますが、これは推計でございますが、町の調査対象、約100名ほどおりました。実際に県の回収率が約30%、すなわち対象32の中で、一概に貧困線を上限としました人数は、なかなか考えることができませんので、結論としましては、県全体の16.0%、これをもって本町も捉えておると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 結局データ自体が少ないものですから、データとしては信頼性がないというふうに捉えていいということですね。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 データとして少ないというのもご指摘のとおりでございますが、さらに言

いますと、国のほうは3カ年度をスパンにして調査を行っていますが、県のほうでは今回初めてでございますので、その動向、これはスタートラインに立ったところでございますので、そういうことを含めまして、ちょっと信憑性が薄いとは言いにくいのですが、今後のデータ、状況、動向を見ていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 県では、質問の中にもございました、子供の貧困対策推進計画というのがございまして、子供の貧困をめぐる現状というのを、随分細かい数字なんですけれども、例えば生活保護を受けている子供の数や児童養護施設入所児童数等々、9項目にわたって、それぞれのデータが比較できるようになっているんですけれども、データ数が少ないのは何とも、3名のデータでは何とも比較しようがないんですけれども、あらゆるデータ、例えば生活保護やいろいろな就学援助や、そういったものから推計できるような数字というものはないものでしょうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 申し上げます。

国なり県の調査、この答弁にもあったとおり貧困線と、一つ数的な基準、これらが一つの上下でしてはいますが、今ご指摘あった、町長の答弁にもあった児童扶養手当なり生活保護なり、また違う基準でありますので、本町はそちらのほうを今まで支援してきましたので、そちらをもって対応しております。その結果の数字でございますが、町長の答弁にもあったとおり、例えば児童扶養手当ですと116名であったり、こちらは18歳まで支給しているものがございますが、そんなもの等を含めまして、この数字をもって数的な判断をしておると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 いずれ年月がたてば、3年、5年となればデータ量もふえてくるのかなと思いますので、その際、ぜひ貧困率というものも、率を出すのが目的では決してないわけですが、川西町の状況というのはどういふのかなというのを、やっぱり比較対象できるような部分で、やっぱり数字的にもあらわす、いわゆる見える化というか、そういったものも必要ではないかなと、こう思います。ぜひデータの、いずれの話なんですけれども、データを出していただきたいなと思います。

川西町には、私、見てきたのが、質問でも、データがちょっと古くて、平成27年のデータとか、そういうものしかちょっと拾えなかったものですから、ちょっと古いデータになるんですけども、国勢調査で私が拾った数字は、ゼロ歳から18歳までの、いわゆる子供といえますか、18歳までで、平成27年時点では2,287人という数字でした。こちらの貧困の情報については、17歳までということなものですから、18歳までの数値とは若干違うんでしょうけれども、例えば2,287人、18歳までの数値に貧困率16.2%を掛けますと、実は川西町の子供の貧困と言われるのが370人ぐらい。貧困と言われる層と申しますか、子供の貧困が370人いるという、まあ単純計算ですけども、これが例えば17歳までになりますと、ちょっとそれよりも少なくなるのかなというふうに、350人ぐらいなのかなというような推計を私、予想したんですけども、この数字というのは、課長、どのように捉えますかね。350人前後、子供が貧困だという……。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 私の課長としての個人的な見解は抜きとしまして、正直、今350人という数字を初めてお聞きしたところでございます。ですので、その辺は、一つの基準を持って、そういうようなご意見を賜ったことは、これは受けとめていきたいと思っております。その程度でございます。申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 計算が間違っていないかということなんですけれども、ぜひこの350人という、思った以上に大変なんじゃないかというふうな思いがあるわけで、さまざまな面で、例えば就学援助の問題では何人という先ほどの答弁がございましたけれども、それ以上に貧困というのが広がっているのかなという気がしますので、ぜひ詳しい調査をしていただきたいと思います。

やっぱり町としては、いろいろ状況、さまざまな状況があるわけで、個々の家庭の状況、さまざまあるわけですけども、それに柔軟に対応するには、調査というものが重要なんじゃないかなと、こう思うんですけども、情報の共有ということを表現されておりますけれども、ここの調査、ぜひ町長、やってくださいよ。いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 橋本議員からいろいろ、数字から分析されて提案されていて、それが実際に実態なのかどうかということも検証しなければならないんだろうと思います。

先ほどの可処分所得の考え方になるわけですけども、所得がどうしても伸びないとい

ますか、例えば農業とか商業とか自営業の方々というのは、なかなか所得が数字としてあらわれない部分もございますので、そういった家計分析なんかも含めて研究していかなければいけないのかなというふうに思っております。税のほうもそういった把握をされているわけでありまして、そういったところも加味しながら、どうすれば実態を把握できるかということについては、少し時間をいただいて研究させていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、県の調査もありますし、国の調査も、結局、市町村が実行部隊として調査するわけですので、それに乗りながら、ぜひ、少し範囲を広げながらデータ収集というものも図っていただきたいと、こう思います。

町長に言われたものですから、私の計算がよかったのか悪かったのか、ちょっと不安になってきたんですけども、ぜひそちらのほうも検証していただきたいと、こう思います。

次に、格差のない子育て、教育環境ということで、さまざま、児童手当の人数や生活保護等々の人数、ございますけれども、私、今回、質問したかったんですけども、答弁にございますので、幼保無料化がいよいよ10月から始まるというふうなことで答弁にございますので、若干お聞きしたいんですけども、幼保無料化については、保育料等々が無料になるということですけども、高所得の方にとっては無料化は確かに無料化で、低所得の方にとっては、ちょっとやっぱり、無料化というのは大変ありがたいんですけども、高所得と低所得の気持ち的な差というのは、随分あると思うんですね。しかも、給食費が実費としてかかってくるということですけども、町長答弁の中では、所得に応じた減免もやっていくというような話ですけども、町長、どうです、給食費も無料にしたほうが平等になっていいんじゃないかなと、こう思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 所得の高い人も無料化になって、そっちのほうは恩恵が大きいのではないかとということでありますけれども、国の考え方としては、子供は社会全体で育てていこう、支援していこうという考え方で無料化を打ち出しているわけでありまして、それは所得どうこうの問題ではなくて、社会として、みんなで育てるという仕組みづくりを進めるということでご理解いただきたいと思っております。

また、実費負担については、やはり全て支援するというのではなくて、精査をさせていただいて、実費相当分は全て税金で賄うということになれば、他のサービスを制約せざるを得ませんので、そこのところはご理解賜りたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 無償化になって、都会では保育所・幼稚園に入所・入園を希望する方がどんどんふえてくるんじゃないかというふうなお話があるんですけども、川西町の場合は、現在、待機児童ゼロという形なんですけれども、ゼロという中には、家庭で面倒見れるからゼロというところもあるように聞きますけれども、そういった部分で、あふれるということはないんでしょうかね。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

まず、本町の状況を申し上げますと、ゼロ歳から5歳まで、その枠では保育所・幼稚園が受け持っていますが、ゼロ歳から2歳までが、町のほうで、それでも3割ほど、結局ゼロ歳になってすぐに、2歳までですぐにお預けいただくと、そういう状況でございます。

そして今、議員あつたとおり、今回、幼保の無償化に伴いまして、低所得者に限っては、ゼロから2も無償化していますよとっておりますので、そういう意味では、大変失礼な言い方ですが、低所得の世帯で、まだ入所・入園されていない家庭にとっては、大変有利なものかなと思っております。

それに対して受け皿のほうは、まだ待機児童もゼロでありますので、まだ枠がございますので、その中で柔軟に対応してきたという考えでございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 現在は心配無用というようなことなんでしょうけれども、ぜひ無償化、有効な手段を使っていただきたいと思えます。

次には、よく近隣市町村では子ども食堂ということで、子供の居場所づくりや、あるいは孤食、一人でご飯を食べているとか、偏った偏食なんかも防げるということで、子ども食堂なんか、よく民間で、NPO等々で運営されておるわけですけども、先ほど言いました計算で言えば、350人の貧困の子供がいるということの中では、子ども食堂の要求というのは、そういった情報というのはいないんでしょうかね。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

今のところ、現在、もちろん現にご指摘あつた子ども食堂がない中で、今のところ要望はございません。そしてその中で、やっぱり課題は、物理的に近くに、もっと言うと親御さん

が迎えに行ったり目が届くと。そういう物理的な問題も含めまして、あとは時間帯、あとはもっと言いますと、今、議員から指摘があったとおり、実際受け皿となっているのがNPO法人等でございます。行政の手が届かない、そういう形ですと団体の育成、これがありますので、どちらにしても需要は今のところない中で、ただ今後の対応としては考えてございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 私、選挙前にさまざまアンケート等々、町民の方にいたしましたら、複数の方が川西町には子ども食堂というのはないんでしょうかと。これは町が運営することでもないものですから、町がぜひ運営してほしいというような要求が書かれておったんですけども、今、需要がないという表現ございましたけれども、本当に需要がないのかなと私、思うんですね。食堂とは称しながらも、例えば宿題の、学童的なものも必要だし、あるいは居場所づくり、親御さんが帰ってくるまでの子供の居場所づくりなんかも必要じゃないかなと思うんですけども、食堂とは名乗らずにも、そういった子供に対するてごごというんですか、そういったものというのは、どのようにお考えでしょうかね。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

今あったとおり、子供の居場所づくりという視点でございますと、吉島地区にあります子育て支援センター、こちらであったり、あとは学童保育、いわゆる放課後、子供を見ると。そういう形で、子供が実際、連携した形で集まった中で居場所になってございます。

なお、さらに言えば、食堂については、確かに議員が言われたとおり、さらに付随した形でという要望はあるかと思いますが、まだそちらは確認しておりませんので、その辺の需要は、今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 やっぱりつぶさな調査が必要なんじゃないかと思うんですね。個々の要求なんかも、やっぱり十分に把握しながら、さまざまな施策をとっていくということが重要なのではないかなと思います。

質問中にもございました、平成27年の同僚議員からの子供の貧困の質問の中で、子供の貧困ゼロの条例をつくるべきだというふうな質問に対し、町長は検討していくというようなご

回答だったようですけれども、これについてはいかがでしょうか。ご検討なさっているのか、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前段でやりとりありましたけれども、待機児童ゼロということで今いるわけですけれども、私からすると、待機児童ゼロというか、待機児童があつてはならないんですけれども、やはり子供がたくさんいて、受け入れるのに施設が足りないと言われるぐらいに子供の数がふえることが、僕は大事だと思いますので、間に合っているから大丈夫だというのは、私としては不本意な答弁だなというふうに思っております。

この世に誕生した子供は、全て平等に成長してほしいという願いは、どなたも同じ思いではないのかなというふうに思っております。その思いがしっかり子供たちに伝わるような、それこそ子供だけではなくて、両親だけではなくて、地域全体、町全体が子育てを応援していく機運を盛り立てられるような条例等については、議員にご指導いただいたように、必要だなというふうな思いをしております。まだ準備が整っていませんので、そこまでは至っておりませんが、あるいは子育てを応援する、子育てをみんなで支えていくというような町の機運を、ぜひ醸成させるような目標を定めたものをつくり上げていきたいと。今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ具体的にご検討していただきたいと思います。子供の貧困というのが、そのまま将来も格差社会、どんどんつながっていくというような表現もございます。ぜひ子供は平等にすくすくと育つような環境づくりという、これぜひ必要なので、国、県、町も積極的に取り組んでいっていただきたい。ですので、実態調査というのは、やっぱり必要なんじゃないかなと、こう思いますので、その辺もぜひご考慮いただきたいと思います。

続きましては、国保関係の質問になるわけですが、3月議会の中では10.5%という質問の中でございますけれども、今回は2億400万円の積立金を取り崩ししながら、保険料を昨年と同額にするというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成31年度の当初の予算の中では、県への納付金の額が4,000万円ほど伸びましたので、それに充当する部分としては、税率改正を伴うといいますか、税率も10%の標準税率が示されたということもございまして、大変苦慮してきたところでございます。

平成30年度の決算の状況を見ますと、繰越金が2,000万ほど確保できたということと、あ

わせてですけれども、平成30年度中に4,000万ほど基金を造成して2億円になったという経過もございまして、せっかく昨年スタートした県一本の健康保険の仕組みを、やはり持続性といえますか、継続していく必要があるんだろうという判断のもと、基金の取り崩しで対処することが一番、税負担が変動することによって、被保険者の負担が増にならないように配慮すべきではないかと判断をさせていただいたところでございます。

ただし、今後の動向については、納付額が伸びたということは、多分、来年も伸びる可能性がございまして、そういう意味では、令和2年度の予算編成の中では、さまざまな情報収集をしながら、税率改正も含めて検討を進めていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 何と申し上げたらいいのか、ありがとうございましたと申し上げていいのかわからないわけですが、少なくとも10.5%引き上げだったというふうな答弁で、たしか課長が「しかるべく」とかという答弁だったような気がするんですけど、10.5%ではなかったということは、国保加入者にとりましては、大変ありがたい話なんですけれども、ぜひこの2億400万、もっと取り崩して保険料を軽減するというお考えはございませんか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、令和元年度については4,000万余りを取り崩す、これからどういうふうに変化するかもあるわけですが、現実的には1億5,000万程度の基金になります。結局納付額は伸びているわけですから、納付額が伸びるということは、基金をどんどん食っていけば、1年でパンクするか2年でパンクするかという次元の問題になります。必ず足りなければ、県一本で、県からお金を借りてできるんだと言われますけれども、その基金から借りたお金は、その次の年には返さなければいけないということで、必ず保険税にはね返るということになりますので、急激な変動にならないようなことを考えると、基金がなくなるまで使えというのは、暴論ではないのかなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 保険料については、やりくり、やりくりということになるんでしょうけれども、手持ちがなくなれば、おのずと負荷がふえてくるというふうなお話なんだろうけれども、一方では医療費の伸びというのは、随分ございまして、何度も質問させていただいているわけですが、医療費自体が県で、私のデータ、先ほど古いというふうな言い方で、県で2番目の高額だと申し上げましたけれども、答弁書では5番目ですか、というような、随分高

い医療費を支払わなければいけないということなんですけれども、これの主な原因というところは何でしょうか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

今、医療費の高額の原因でございますが、やはり、後ほど申し上げますが、まずは健康に関する関心を高める、その背景が一つあるのかなと思ってございます。

あと、さらにですが、ジェネリックの中で申し上げましたが、とりわけ調剤費、お薬代が高いと。これも実際、原因でございます。

さらには、結構足を引っ張っているのは入院費でございます。すなわち重症化による入院、これも実際伴ってございますので、これも医療費の増高になっているのかなと考えてございます。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ちょっと課長の答弁、不適切な言葉がありましたので（笑）、修正させていただきます。

やはり高度医療機関が本町に立地しているということもございまして、高度な医療を提供できる体制があるということで、町民の皆さんが入院治療という部分で、全体の4割を超える額を支出させていただいておりますので、そういう意味では、高度医療の恩恵をいただいているということが、また大きいと思っております。

もう一つは、高額療養費でありますけれども、高度医療というんですか、薬剤費ですね。薬剤費については、今さまざま、肝炎対策であったり、いろいろな感染症の、抗がん剤も含めてでありますけれども、高額な薬剤を提供していただいているということでありまして、そういった全体的な見通しを持って対応していかなければいけないのかなと思っています。

高度医療の恩恵をいただいているということが、まず第一の本町の医療給付の伸びにつながっていくというふうに捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 入院費が随分かかってくるということなんですけれども、やっぱり入院する前の治療と申しますか、健康維持というものが大事なんだと、こう思うんですけれども、特定健診の受診率については、47%、50%切っているという状況は、これどういうふうと考えればいいんでしょうかね。高いんでしょうか、低いんでしょうかという話なんですけれども。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

まず、ようやく47%、県の平均まで行きましたが、国のほうが60%、これはまだまだだと考えてございます。

その原因でございますが、これ対策にも書きましたが、実際にかかりつけのお医者さんにかかっていると、そういう状況もあって、実際、言い換えますと、本町のほうでその実態が把握し切れなかった部分がございます。これ昨年度、今年度、強化してございますので、その中で実態を把握しまして、健康状態がわかった上で、そうすると結果として、受診率も高くなると。そういう形で考えてございます。大変、100人単位で多くの方がいらっしゃいますので、まずそちらのほうを重点的に取り組んでいくと、そういう考えでございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 医療機関のデータを含めて47%でよろしいんですか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答え申し上げます。

医療機関のものを除いた形で、現在は47%でございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 医療機関を含めると、データがないとすれば推計……、推計を言うわけにはいかないんでしょうけれども、もう相当高くなるんじゃないでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 なかなか健診を受けていただけないというのは、かかりつけのお医者さんにかかっているから、健診なんか要らない、なくてもいいという声が大きくて、これは開業の先生とか診療のお医者さんをお願いして、患者さんの了解のもとに健診データ、特定健診の健診をいただいて、そのデータを送付していただければカウントできると。分子に入れることができる。今現在、それができてい wasn't したので、今年度からそれを、先生方にご協力いただいて、約800人ほどいらっしゃいますけれども、その方々のデータが入れば、受診率というのは向上するだろうと。そのほかにも健診を受けられない方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に対しては、電話とかで勧奨させていただいておりますけれども、さらに健診を受けていただくように機運を盛り上げていかなければいけない課題として捉えている

ところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 保健師さんなりの保健関係の方の相当な努力というか、受診率向上、数が問題ではなくて、やっぱりできるだけ健康状態を保ってもらおうということに主眼を置いた指導なり、健診のお勧めというもの、大変なご努力でパーセントが上がっていると思います。ぜひご努力を継続していただきたいということになるんでしょうけれども。

ちょっと見たら、これは鳥取県で、「ちょっとだけ運動」とかということで、ちょっと動きましょう、ちょっと車を遠くに置いて、それから庁舎に行きましょうとかというような、「ちょっとだけ運動」というのがいっぱいあるようなので、こういったもので健康増進も図っていくという方法もございますので、気軽に取り組めるような呼びかけというものも必要だと思います。

さらには、意外と薬を残しているという方、皆さん、ございませんか。飲み忘れという。高齢の方なんかは、何種類も薬があつて、1カ月たったらこんなに残っていたというのがあつて、残薬調査というものもあるそうなので、使えるものは、さらに使っていくというような、残薬、残った薬、こういったようなものもあるようなので、これを使えば、さらに医療費の軽減にもつながるということもあると思いますので、私も実は薬の飲み忘れというのが結構あるものですから、お医者さんによく言われているんですけども、ぜひそういったものも工夫しながら取り組んで、医療費の削減、さらには国保税の軽減を図っていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私はあと1分でございますので、以上をもちまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時46分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の島貫 偕君は質問席にお着きください。

6番島貫 偕君。

第3順位、島貫 偕君。

(6番 島貫 偕君 登壇)

○6番 十四郷クラブの島貫であります。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告のとおり質問に入ります。

大項目で3点ですが、1つ目には、自治会のあり方について伺います。

すみません、若干、原稿と違いますけれども、粗筋が同じで、肉づけをしてございます。

町内で自治会が解散したということですが、7軒ほどの集落です。毎年のように役員をするのが大変だということのようですが、例えば児童が地区の運動会などにどのようにかかわればいいのか、対応すればいいのかを伺います。

次に、自然災害があった場合、防災組織のある自治会からの対応になるとと思いますが、自治会のない、いわゆる個人対応はどうなるのかを伺います。

2つ目は、空き家対策についてお伺いします。

町報によりますと、町内に約300カ所もの空き家があるとのことですが、吉島地区内に今にも崩れそうな土蔵（北方地区）があります。通学路にもなっており、子供たちは道路の真ん中を歩いている状態であります。万が一事故が起きてからでは遅いと思われませんが、町の取り組み及び対応について、具体的にお伺いします。

3つ目は、町の誘致企業について伺います。お断りを申し上げます。地元の伊藤議員には、なるべく迷惑のかからないように配慮して質問をするつもりであります。

尾長島地区にある株式会社平洲農園は、町の誘致企業として施設設備を行い、トマトの生産と出荷が行われてきておりますが、誘致の経過と現状について質問します。

1つ目は、株式会社平洲農園を誘致した経過について伺います。

2つ目は、生産施設・設備の整理に活用した補助金と金額について伺います。

3つ目は、ことしの農園のトマトの生産は中止しているとお聞きしていますが、現状と今後の見通しについてお伺いします。

ここで壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 島貫 偕議員のご質問にお答えいたします。

初めに、自治会のあり方についてであります。ご質問にあります町内で解散した自治会

につきましては、吉島地区の一自治会から、ことし3月の自治会総会において、役員等の担い手不足等から解散を決議され、町に解散申請が出されたところであります。

当該自治会は7世帯で構成され、公民館活動については、近隣の自治会と公民館活動を実施しており、運動会のチームについても、同じ単位となるものと聞いております。

なお、各地区運動会における児童を含めたチーム編成等については、各地区において、各チームでの対応となっているため、町としては把握しておらない状況でありますので、お答えできないことをご理解いただきたいと思います。

次に、災害時の個人対応はどうなるのかについてであります。町では災害時における事前対応として、町民の皆さんに「かわにしくらしの便利帳」や川西町洪水避難地図（ハザードマップ）の配布、ホームページでの周知等を行い、災害に対する備えと意識の啓発に努めております。

もし災害の発生が予見された場合には、関係機関やテレビ・ラジオ等から情報収集を行い、町民に対して適時的確な情報提供や避難勧告等の指示を行うことはもちろんのこと、各地区自主防災組織と連携・協力を図りながら、早目早目に避難行動を支援していく必要があると考えております。

また、災害時への備えには、自助・共助・公助の3つの形態があり、地域の住民が防災活動を実施するために自発的に結成する組織として、自主防災組織が共助の役割を担っております。

しかし、昨年発生しました平成30年7月豪雨による水害、土砂災害での教訓を受け、国では、「住民はみずからの命はみずからが守る」として、地域の災害リスクと、とるべき避難行動等をみずから十分認識し、意識を徹底すること、また行政は災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供し、住民の主体的な避難を支援するとの方針を新たに打ち出しました。

ご質問にありました自治会未加入者の場合、各地区自主防災組織のネットワークには入っておりませんので、共助での対応は難しく、また行政が行う公助も、自治会未加入者の対応を優先的にすることはできませんので、万が一災害の発生が予測されるとき、または発生した際には、個々人が自助の意識を強く持っていただき、自力で自分の命を守っていただくこととなります。

昨今の気象状況は、その変化が激しく、予想を上回る異常気象が多発し、災害発生の予測が困難な状況が続いております。自治会に所属していない方においては、さまざまな手だて

の中で情報を取得し、町からの避難勧告等を待つよりも、基本的には個々の判断で迅速な行動をとっていただきたいと思います。

なお、町といたしましては、各地区自主防災組織に対し、自治会未加入者への災害時対応について、情報提供や避難行動等への協力、対応について働きかけを行うとともに、防災気象情報をもとに、ちゅうちょせずに避難情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

また、このたびの国の方針の考え方についても、町民全体に周知徹底を図ってまいります。

次に、空き家対策についてであります。本町では平成25年に「川西町空家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成30年に空き家対策を総合的かつ計画的に進めるため、川西町空家等対策計画を策定いたしました。

平成30年2月に空き家の事前調査を実施し、その後、平成30年6月から10月にかけて実態調査を実施しました。実態調査では、建物の不良度判定を含む現地調査を実施し、その結果、空き家件数は333件でありました。そのうち46件が、倒壊や建材飛散等の危険が切迫していると判定したところであります。

空き家対策といたしましては、今年度も老朽危険空き家の除去費用に対する補助を行うとともに、空家等対策協議会を設置し、危険空き家の対応策等について協議会に諮る予定であります。ただし、空き家の管理責任は、その所有者及び相続人にあるため、基本的に公費による空き家の除却はできないこととなっております。

議員のご質問にあります吉島地区の北方地内の建物については、平成29年12月に北方自治会長より町に対して解体の要請をいただいております。その時点の状況及び今後の進め形について回答をさせていただきました。

現在も引き続き、権利者を特定するための調査を継続して実施しているところであり、町としても、当該空き家の現状は十分に認識しておりますが、相続の権利者が確定していない現状では、代執行の手順が踏めない状況であります。

今後、相続人が確定した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき措置してまいりたいと考えています。

次に、町の誘致企業について、株式会社平洲農園を誘致した経過についてであります。株式会社平洲農園は、カゴメ株式会社の技術支援を全面的に受け、同社のオリジナルトマトを生産するため、平成27年9月に本町尾長島地内に設立されたところであります。

カゴメ株式会社の生鮮トマトの栽培拠点は、これまで西日本や太平洋側の地域を中心に設置され、大型直轄菜園4カ所、支援型大型契約菜園8カ所及び一般契約菜園40カ所により生

生鮮トマトの栽培が行われているところであり、同社では、夏季期間における生鮮トマトの生産量確保が課題となっており、東北地方の日本海側での適作地を模索し、山形県内での調査を行った結果、昼夜の温度差がある本町の気候、栽培環境、交通アクセス等の諸条件が生鮮トマト生産の最適地であるとして、平成27年に尾長島地内での新たな生産拠点の立地を計画し、同社の9カ所目の支援型大型契約菜園となる株式会社平洲農園とともに、生鮮トマトの栽培事業に取り組む意向が町に示されました。

カゴメ株式会社の高度な技術を導入した新たな生鮮トマト栽培を行う同農園は、新たな雇用の創出及び農業産出額の拡大による本町経済と農業の活性化が期待できる企業となると捉え、山形県及び金融機関との連携のもと、各種支援に取り組んでまいりました。

次に、生産施設・設備の整備に活用した補助事業と金額についてであります。本事業は農林水産省の平成28年度産地パワーアップ事業の採択を受け、総事業費は5億3,218万8,360円、補助金額は補助対象経費の2分の1である2億4,638万3,000円で、全額国費であります。

次に、現状と今後の見通しについてであります。株式会社平洲農園による生鮮トマトの栽培は、平成29年4月から稼働したところでありますが、稼働1年目の平成29年度は、労働力確保と人的マネジメントが十分に機能することができず、収穫不足となり、稼働2年目の平成30年は、夏場の猛暑の影響によるトマトの奇形化と着果量の大幅な減少により収量不足となり、2年連続で収穫量が計画量を下回る結果となりました。

このような状況の中、農園、カゴメ株式会社、山形県、本町及び金融機関が一体となり、栽培環境、労働環境、財務環境等の課題解決に向けて協議・検討を行い、平成31年4月からの栽培開始を目指してきたところでありますが、農園としては、経営基盤の再構築と労務体制等の再検証を行い、確実な経営及び栽培体制を確保するため、平成31年度の栽培は休作し、令和2年からの着実な栽培を目指し、再開する計画である旨の報告を受けているところであります。

町といたしましては、カゴメ株式会社及び山形県、金融機関等との連携のもと、令和2年からの生鮮トマト栽培再開に向けて、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、島貫 偕議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 島貫 偕君。

○6番 自治会のあり方についてですけれども、再質問に入ります。

忙しいから自治会は要らないというのは、大人の都合であります。私が心配するのは児童のことで、くどいようですけれども、運動会途中で雨が降ってきたら、どこのテントに入る

のでしょうか。もしおやつが配られてももらえません。何人かとお話しましたが、グループでないというところにおやつを配るのは難しいという人が多ございました。

これ以上もっとお聞きしたいですけれども、町ではこれ以上関知しないというような旨の町長のお話が今ありましたから、関連しますけれども、別な質問に変えます。

私は、こういうことがいじめの原因にならないかを心配するものであります。子供は国の宝であります。大事に平等に育てなければなりません。これは教育長の見解をお聞きしたいですけれども、よろしいでしょうか。

窓口で解散届を受理する、行政は縦割りでですから仕方がないことかもしれませんが、横方向も検討しなければならないのではないのでしょうか。ということは、お聞きする教育関係はどうなるということの意味でございます。

今後、いろいろな考え方がふえて、ますます……

○議長 島貫 偕君に申し上げます。

一問一答ですから、1問ずつ質問してください。何項目か今ありましたので、すみません、もう一回お願いします。1問ずつお願いします。

○6番 まだこれで2個です。

○議長 もう一回お願いします。1問ずつお願いします。

○6番 はい。忙しいから自治会は要らないという考え方を述べました。子供がテントに入らないは自治会任せであるというような意味の答弁がありました。ただ、それでは入る子供と入らない子供で差が出るということの意味で、教育長の見解を伺います。

○議長 すみません、内容をもう少し詳しく、要る要らないというところ、どういうものなのか、質問をもう一回お願いします。意味。

○6番 まず、平等にという観点からいきますと、吉島地区は8つのグループのテントで、大体15メートルぐらいのテントに入るわけですがけれども、7軒の戸数だとミニテントだということに心配するわけです。行政はかかわらないというけれども。そういうの、私、子供に聞いていますと、僕たちのテント、大きいよと。マユミちゃんのは小さいよと。ささいな事からいじめの原因にならないかと、そういうことを心配するものであります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議長、ただいまの質問は、自治会が解散したので、そのチームに入れないんじゃないかということで、子供のいじめにつながるかという趣旨の質問ということでお受けさせていただきましてけれども、その自治会の中では、解散はしたものの、子供とか、さらには

防犯とか、ごみ出しとか、そういったものは今までの自助の考えで取り組んでいくというお話をいただいております、自治会の役員になって、その地区全体とか、町のほうに会議に出るとか、そういった大きな役職を持つことに対しては、大変不安があって、担い手がないということでもありますので、通常生活の中での組織運営については、継続して取り組まれるというふうに思っていますし、運動会についても、今までどおり公民館事業の中に参画されるというふうにお伺いしております。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 運動会に限って申し上げますと、地区の運動会というのは、NPOのきりりよしじまさんと、それから学校とともに共催というふうな形で動いているかと思います。そういった意味で、学校のほうでいろいろな意見を申し上げながら、先ほどの言葉で言えば平等に扱おうというふうなことになるとと思いますので、その辺のところは心配要らないのではないかなというふうに考えているところでございます。詳しくは、それぞれの地区の、運動会をするならば、そのための実行委員会等が開催されているわけでありまして、その中で話が煮詰まるものと考えております。

○議長 島貫 偕君。

○6番 窓口で解散届を受理する、行政は縦割りですから仕方のないことかもしれませんが、今言った自治会がなくなる、ごみ出しはどうなる、町報の配布はどうなる、運動会の参加はどうなるというようなことで、関連がいっぱい出てくると思います。それだけでなく、今後はそういう考え方の若い世代、40代・50代がふえてくるのではないかというようなことを心配するものであります。

今、町長もいろいろ考えておるといようなことを答弁いただきましたけれども、あらかじめ何らかの基準をつくっておいて対応するという必要性があるのかないか伺います。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今般ございました、3月にありました吉島の一自治会から解散のお話を頂戴しました。その内容につきましては、役場内部の中では3月下旬に、地区課題でございますので、地域支援調整会議ということで、地域課題を解決する協議の場がございますので、その中で、全課の中で情報の共有化を図ったところでございました。

その中で、各課関連する業務について、それぞれ自治会が解散された場合の対応については課題が出るというようなことなものですから、まずは各課に周知をさせていただいて、そ

それぞれの取り組みをお願いしているところでございます。

その中で、具体的に申し上げれば、町報等もございましたけれども、町報につきましては、これまでも未加入世帯というような扱い等もございまして、町報の発送というのは、一般アパートと同じような未加入世帯という扱いというふうな対応となるところでございます。ただ、各地区センターとかに町報等は掲載しておりますので、そこからの情報提供は可能というふうに思います。

そのほか、各自治会を通して行う、通知等を発送しているものがございまして、健康診断もわかりやすく、そういった類いのものについては、未加入世帯ということになるものですから、個別発送でそれぞれの個人世帯に郵送するなり、そういった取り扱いということで行っているところでございます。

なお、自治会の解散に当たっての基準というふうなお話でありますけれども、なかなか自治会の組織そのものが、どちらかといいますと、やっぱり自治会の皆さんの総意の中で決定された内容なものですから、その中での決議された内容について、町のほうでどうこうするというところまでは、なかなかできないというわけでございます。

ただ、ありますとおり、自治会への加入促進という部分では、転入されたときについては、加入促進というようところで運動しておりますので、そういった呼びかけについては、今後も引き続きやってまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長 島貫 偕君。

○6番 ありがとうございます。

次に、空き家対策の関連に入りますけれども、私の一般質問の材料として、15ページもの書類をいただきました。大変勉強されているということで、評価を申し上げます。

その中で突っ込んで、特定家屋などの対象として、1番、倒壊など著しく保全上の危険となるおそれがある状態から、2番、3番、4番といろいろ区分がされております。話をすると長くなりますから、2番、3番、4番ということで申し上げます。その割合はどうなっていますか。1番の緊急度の戸数はどうなっていますか、お伺いします。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 333件、空き家を把握しております。そのうち危険空き家につきましては、46件というふうにこちらで把握しております。このうち特定空き家状態であるというふうに判定している空き家は、21件というふうに把握しております。

以上です。

○議長 島貫 偕君。

○6番 ありがとうございます。

次に、関連しまして、またそれに基づきますけれども、空き家バンクの説明ということで、特集を組んでおられます。町報ですけれども。大変よい制度だと思われま。しかし、仕事の都合上、あるいは経済的な理由で町外に転出された方はほとんどないと。こういう方々については、どのように対応されているのか、今後どういうふうに対応するつもりであるのか伺います。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまの空き家を所有しているけれども、町外の方に対してはどのようなアプローチしていくかということでもよろしいでしょうか。

私ども町では、空き家の状態になりました場合は、必要に応じて空き家の状態を調べることができることと、あとその所有者を調査することができるというふうになっております。

ということで、所有者が町外の方であっても、その旨通知を差し上げまして、適正に対応していただくようにご依頼申し上げている状況であります。

○議長 島貫 偕君。

○6番 わかりました。

まず役場、町長に、法律的に相続権とか調査権とかとなった場合に、職員の中で行政書士とか何かというようなことで、書類上、手続を進められる職員というのは何人おりますか。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 私ども職員が実際に戸籍等を調べさせていただいておまして、行政書士、司法書士の方々にはお願いはしておりません。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 相続をするしないという手続については、私どもはできないのですが、相続をしているかどうかとか、相続をする権利のある方がいるかどうかというところは、調査させていただいております。

○議長 島貫 偕君。

○6番 いろいろ調査されているということについて評価を申し上げます。

私が一般質問するというので、さっき資料、いっぱい出てきましたというけれども、15ページもある資料の中で町報はたった2ページです。私は町報を見ているから物事を知って

いるという人がかなりおられますけれども、せつかくのデータがありながら、紙面にも都合があるでしょうけれども、もっと周知されてもいいのではないかなというふうに思っております。その辺の考え方はいかがですか。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 空き家につきましては、今後、町の課題にもなってくるような状態にあるというふうに認識しております。それで、これからも空き家にならないためのお願いであったり、空き家になっている物件に対しての適正な管理については、都度、町報等、ホームページ等で情報を発信していくことをご依頼申し上げ、所有者の方にはお願いを申し上げたいというふうに考えております。

○議長 島貫 偕君。

○6番 ありがとうございます。

3番目の町の誘致企業に関連して質問します。

さっき補助金の内容で、いろいろ町の補助金、国の補助金、県の補助金と聞きたかったんですけども、町長から答弁がありました。それは省略をします。

あと、補助金とは別に、100メートル先の10メートル幅ぐらいの取り付け道路を行っているわけですけども、あの工事費は幾らかかったのか伺います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 地域整備課での町道整備というふうになっておりますけれども、現時点で手持ちがありませんので、後ほど情報を提供させていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長 島貫 偕君。

○6番 今後の見通しについてもお話がありました。早急に再開されることを願うものであります。というのも、きょうも傍聴に来られておりますけれども、近くに40万稼いだ、50万稼いだ、助かったという人が何人かおります。近くで働ける、雇用ができるということは大事であります。そのための誘致企業であると思っております。誘致企業の根拠というか、趣旨みたいなものはあるのですか、伺います。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、平洲農園につきましては、町の総合計画、そして地方戦略の中に、高度な農業技術を要した企業・技術を有して、地元法人を設立いただいて、地域の農地を活用し、雇用を

創出するというような方針を記載させていただいているところでございます。

この平洲農園につきましては、質問の答弁にもありますように、カゴメ株式会社の高度な技術を誘致して、地元法人をつくって、農地を活用していくということで、雇用創出して、経済の活性化を図るということで、そういった視点でこの企業誘致をさせていただいております。

また、一般的な誘致に関しての考え方でございますが、まずは1つは、川西町との信頼関係をしっかり結べる企業さんということで、町のまちづくりにも協力いただけるような企業さんというのが入り口の一つだと思っております。

さまざまな相手方の諸条件もございしますが、町として、そういった企業さんということで、しっかり町民の方々の力を発揮できるような、そういった企業さんを誘致していきたいというような考え方で今いるところであります。

なお、基本的な考え方につきましては、議会からの政策提言でもご指導いただいておりますが、企業誘致の戦略、こういったものをしっかり持って企業誘致を推進すべきということも言われておりますので、本年度、その戦略の取りまとめを図ることにしておりますので、その策定に当たっては、また議会のほうにもご報告しながら、またご意見をいただき、進めていきたいということで指針というものを掲げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 島貫 偕君。

○6番 関連して、誘致企業、川西町にはなかなか進出しにくいという面があるようです。難しい面もあるようで、今、信頼関係とお聞きしましたけれども、長持ちのする誘致企業、あるいは優秀な会社に進出してもらいたいと願うものであります。

言いづらいことを言いますけれども、隣町の飯豊町にはトヨタ系列の200人も働ける会社が来たというではありませんか。何か川西町に欠点があるのではないですかということをおし上げておきます。

職員、別に責めません。まずみんなで明るい町をつくりましょう。頑張ってくださいと思います。勝手なことを申し上げまして、私の質問、終わります。

○議長 島貫 偕君の一般質問は終了いたしました。

○議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

12番高橋輝行君。

第4順位、高橋輝行君。

(12番 高橋輝行君 登壇)

○12番 よろしくお願ひしたいと思ひます。十四郷クラブの高橋輝行でございます。

ただいま会派代表の島貫 偕議員から質問がございましたけれども十四郷クラブとして引き続き質問を申し上げたいと思ひます。

なお、十四郷クラブは代表に島貫 偕議員、そして淀 秀夫議員、そして私の3名であります。ちなみに十四郷クラブの語源と申しますか、由来と申しますか、これについては、代表の島貫 偕議員が今般の選挙で、大変激戦区の吉島地区にありまして、14番目の当選ということでございます。そしてまた、白川ダム、14部落の協力のもとに、我々、非常に恩恵を受けておるわけでありまして、この語源に絡ませまして、14部落、十四郷クラブというクラブ名でございます。どうかお見知りおきをいただきたいと思ひます。

さて、これから質問を5項目申し上げますけれども、十四郷クラブとして意見の調整をしながら質問をまとめたものでございますので、どうかひとつそのようにご理解の上、町長のご答弁をお願いしたいと思ひます。

質問する前に申しますが、私は今回、5項目に質問をまとめるに当たりまして、1つには、こういう川西町公共施設個別施設計画というもの、平成30年3月に策定された大冊がございます。そしてまた、川西町の町立小学校再編整備計画、これは教育委員会でまとめられたものでありますけれども、平成27年の1月の内容がございます。そしてまた、原田町長になりましてから、「川西町の仕事と予算」というものが町報と一緒に配られております。この内容も見ながら質問をまとめたところであります。

最後になりますけれども、国交省のいわゆる113号線の関係の資料であります、路線が決定された内容でございます。

こういう内容をもとにしながら、さらに船山県議員でありますけれども、今回、非常に一生懸命、議員活動の成果が出ておるわけでありまして、統一地方選挙前に出された船山県議の県政報告書がございます。さらに今回、異例中の異例でありますけれども、選挙後、早速またもう1号出されております。

こういった内容を見ながら質問をまとめさせていただいたところでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今回の統一地方選挙でありますけれども、県内12市町村で山形新聞4月19日現在の期日前投票者数を調べた結果が報道されております。この報道によりますと、川西町は唯一

減少で、少ない。つまり前回から13.2%の減だと。非常に大きな数字だと思います。

さらに、4月19日現在の新聞でありますけれども、「定数割れが懸念されたが、告示前日に新人が手を挙げて選挙戦になった。しかし、町民の関心の低さがあらわれた形だ」とも報道されております。

そこで私は、次の点について質問をいたしたいと思います。

1つには、町会議員の選挙の投票率が町全体で58.1%、4年前の選挙と比較しますと10.5%、1割のパーセントで落ちているという内容でございます。

また、さらに地区別投票率を比較してみますと、平成27年より犬川地区では23.61%の減、さらに他地区も軒並み低下している状況でありました。唯一、玉庭地区のみプラスの2.16%となっている。この原因について、町長はどのように分析されておられるのかお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、先ほどお示し申し上げました総合管理計画についてお尋ねを申し上げます。

国のインフラ長寿命化基本計画及び「かわにし未来ビジョン」に基づいて策定した川西町公共施設等総合管理計画、これは平成28年の3月に策定されたものでございます。これらを踏まえ、次の点について質問いたします。

平成30年につくられた川西町公共施設個別施設計画も踏まえながら質問を申し上げたいと思います。先ほどお示ししました計画書であります。

この総合管理計画を実施したとするならば、おおよそ予算総額はどれぐらいかかるのか、まずこれについてお尋ねを申し上げたいと思います。

また、先ほどお示ししました個別施設計画書の11ページを見ますと、4番目に子育て支援施設についてという項目がございます。

小松保育所は、昭和53年に建設され、建築後39年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいる状況と記されております。さらにそのほか、美郷幼稚園、子育て支援センターなども建築後30年経過し、施設の老朽化と設備の経年劣化が見られる状況である、このように書かれております。

そこで、次の点について質問を申し上げます。

それらの施設を今後どのようにしていくのか、まずお伺いを申し上げたいと思います。

またさらに、この計画書の12ページを見ますと、5として、保健・福祉施設について、その中で特に13ページの2)の健康福祉センター、旧町立病院であります。これは建築後50年が経過し、躯体、さらに設備ともに老朽化が著しい現状であることは、ご案内のとおりでござ

ざいます。

そこで、次の点についてご質問申し上げます。

今後どのようにこの施設を考えていらっしゃるのかお伺いを申し上げたいと思います。

私は、新庁舎建設により、平成30年3月作成の川西町公共施設個別施設計画、これに影響はないのかと。庁舎建設について、私は特にどうこう申し上げるわけではありませんけれども、この膨大な計画、これに影響はないのかと、一番心配されるところでございます。お尋ねを申し上げたいと思います。

次に、平成27年1月に教育委員会が策定した、先ほどお示し申し上げました川西町立小学校再編整備計画に基づき質問をいたします。

小学校区の学区再編について。

中学校1校、小学校2校の配置の計画でありましたけれども、平成30年4月から、学区再々編により、小学校6校及び中学校1校の配置を当面継続していくというふうに書かれております。

そこで、次の点について質問申し上げます。

1つには、教育委員会、制度も新しくなったようでありますけれども、ここに町長はいつ諮問されたのか。

次に、教育委員長という役職が廃止され、教育長、こういう制度でありますけれども、この権限というものについて、改めて、簡単にで結構でございます、お尋ねを申し上げたい。

さらに、再編計画の中で、将来、児童数についてどのように見ておるのか。

さらに、今後、児童数の状況から、さらなる通学区域の見直しが必要、どのように考えていらっしゃるのか。

さらにまた、当面継続していくということでもありますけれども、どのように考えているのか。

複式学級について、どのように考えていらっしゃるのか。

地域振興の拠点に位置づけられている小学校の跡地利用について、どのように考えていらっしゃるのか。

さらに、今回、請願書が出ております。旧高山小学校の体育館の屋根であります。これは急にさびたわけではございません。誰が見ても、どうなっているんだという状況のあらわれで、いわゆる「高山小学校を語る会」から今回、請願書が出たわけでもありますけれども、この屋根の赤さび、地域の拠点というふう位置づけられておるわけでありまして、どのよう

に対応されているのか。

さらに、項目が多くて申しわけございませんけれども、開発許可の土地利用についてであります。町長の意見書が必要な開発許可については、私は議会に相談、または報告というものが速やかに行われるべきものではないかというふうに思います。また、近隣住民に周知が必要なのではないかと、具体的には再質問の中でお尋ねを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどご案内申し上げました船山県議の県政報告書の記事についてお尋ねを申し上げたいと思います。

この記事を見ますと、1つには、「水田の耕作を委託する農家が急速にふえてきたが、その受け皿となる農家が見つからない、こんな声が聞こえるようになった」。これは船山県議が申されておるわけです。水田の耕作を委託する農家がふえたが、受け皿の農家が見つからない、私もそのような声は多く聞いております。

そこで、集団営農なのか、法人化なのか、あるいは農協の出資法人なのか、このように船山県議は問題を提起されております。

これについて、「地域に根差した研究を重ね、適切に営農形態の確立が実現するように努めてまいります」と。これは船山県議の言葉であります。そのように報告されている。この船山県議の営農形態について、こういう問題提起をされているわけでありまして、町長のお考えをお尋ねを申し上げたいと思います。

さらに、この県政報告を見ますと、道路網の関係がございます。幹線道路網・交通安全施設の整備についてという内容がございます。

1つには、米沢長井道路と国道113号線の交差がなぜ平面交差なのかと。これも再質問の中で申し上げたいと思いますけれども、当初は立体交差だったんです。ところが今、平面交差だと。改めてご質問申し上げたいと思います。

2つ目には、梨郷道路でありますけれども、113号線であります。7.2キロのうち2.4キロが、これ簡単に申し上げますと、置賜病院のいわゆる113号線のバイパスの十字路があったとすれば、菊田方面に伸びる部分、これは2車線なんです。なぜなんだと。南陽から幸来橋を渡りまして、4車線で来ているわけですよ。なぜ2車線なんだと。私は以前から疑問に思っているんです。これについて、町長のご所見をお伺い申し上げたい。

沿線のアクセス、大丈夫なのか。今、工事が盛んに行われておりますけれども、私も立ちどまって写真を撮ったり、見ておるんですけれども、アクセス、大丈夫なのかな。メディカル何とか計画というのは、なかなか私、覚え切れないんですけれども、その計画を進める場

合も、大丈夫なのかなと心配をしております。この点についてご質問申し上げます。

また、米沢長井道路の進捗状況。

さらに、最後になりますけれども、中心街の再整備について。

これは渡部秀一議員、あるいは井上晃一議員からもあったのかな、国土交通省が進めるコンパクトなまちづくり、立地適正化計画作成に取り組む考えはあるのか。これも舩山県議の県政報告書のパクリなんですけれども、さあもう舩山県議はその事業に取り組めと言っていると思うんですよ。そんなことで、このパクリなんですけれどもね、町長、取り組むご意思があるのか、あるいは可能なのかということです。そういう質問を申し上げて、壇上からの質問を終わりたいと思います。不足の点については、再質問の中でご質問申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今回の統一地方選挙について、町議会議員選挙の地区別投票率の状況についてありますが、議員ご指摘のとおり、町内14カ所の投票所のうち、平成27年度と比較して投票率が上がったのは、玉庭地区の玉庭地区交流センターのみであり、ほかの13カ所については、約1%から最大で30%の下げ幅となり、町全体でも投票率は58.10%と、過去最低の投票率となりました。

また、県内他市町村の議会議員選挙では、首長選挙が同時にあった上山市と大蔵村、定数12に対し18人が出馬した白鷹町が前回より投票率が上回りましたが、それ以外の7市町の議員選挙は、前回の投票率を下回りました。

なお、残る西川町、朝日町の2町は、前回無投票のため比較ができません。さらに、寒河江市、金山町、舟形町は、立候補届け出者が定数どおりだったため無投票でありました。

総務省によりますと、このたびの第19回統一地方選挙における町村議員の選挙では、無投票で当選された議員は、定数に対し23.3%に上り、過去最高を記録したほか、8町村において定員割れとなったとの発表がありました。

あわせて、前半戦と言える県議会議員選挙においても、無投票当選が26.9%に達し、こちらも過去最高を記録するなど、全国的に議員のなり手不足が深刻化してきている状況となっております。

本町においても例外ではなく、3月20日の町議会議員選挙立候補予定者説明会では、定数

14に対して12陣営の出席にとどまりました。このたびの町議会議員選挙では、15人目の候補者が立候補を表明したのは告示日前日の4月15日であり、それまでは無投票となる公算が大きく、町民にとって選挙に対する機運の高まりが欠けていたことが、投票率の低下につながったものと推測いたします。

次に、総合管理計画について、予算額についてであります。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画については、平成26年4月22日付総務大臣通知において、各地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う必要があるとし、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定するよう要請を受けました。

本町では、平成28年3月に川西町公共施設等総合管理計画、平成30年3月に川西町公共施設個別施設計画を策定いたしました。

公共施設等総合管理計画については、今後の少子・高齢化社会、施設の老朽化の進行、厳しい財政状況等が見込まれる中、本町の公共施設等の基本的な管理計画を定め、施設等を管理する担当課において策定する個別施設計画の指針とするものであります。

一方、個別施設計画については、公共施設等総合管理計画に基づき、各課が管理している施設の状況や利用状況を踏まえ、計画的な対応に向けて対応方針等を定めた計画であります。

将来の更新費用については、公共施設等総合管理計画において、公共施設等が耐用年数に到達した段階で全て更新し、耐用年数の中間段階で大規模修繕を実施するとの仮定のもと、対象施設に水道事業会計で対応する上水道施設も含めて推計しております。

その結果、本町が保有する公共施設及びインフラの今後40年間にかかる修繕・更新費用の総額は760億2,000万円、1年当たりの平均整備額は19億円との結果でありました。この金額は、今後の投資的経費年間支出見込み額の6億円を大きく超えているため、現計画の計画期間内10年間の具体的な対応は、別途、推進体制を整備し、検討しております。

検討に当たりましては、平成28年4月に副町長を委員長とし、庁内施設管理担当課長等を委員とする川西町公共施設等管理委員会を設置しております。この中で施設の状況の把握や利用状況の変化等、施設を取り巻く情勢の情報を共有するとともに、現計画に基づいた、その後の対応策を検討しております。その上で、財政状況を勘案しながら実施計画と予算に反映し、年度ごとの対応を決定しております。

今後も人口減少、少子・高齢化の進行が見込まれる中で、健全財政を維持しながら、計画的に公共施設等の維持管理を図っていくことは重要な課題であり、このことが公共施設等総

合管理計画の策定を求められた経過と認識しております。

本町といたしましては、当計画に基づき、施設の統廃合や長寿命化などを計画的に行いながら、公共施設等の最適な配置の実現を目指すとともに、有利な補助金や起債等、財源確保策の研究をあわせて行い、財政負担の軽減・平準化を図ってまいります。

次に、子育て支援施設についてであります。施設の建築年及び経年については、小松保育所は昭和53年建築で41年目、美郷幼稚園は昭和57年建築で37年目、子育て支援センターは昭和62年建築で32年目であり、このほかの町立の幼児施設は、玉庭へき地保育所は平成5年建築で26年目、北斗幼稚園は平成10年建築で21年目となっております。

これまで子供の安全確保、子育て環境の改善を優先し、施設の修繕・改修等、維持管理を行ってきたところでありますが、今後も施設の全体の状況を把握しながら、維持に努めてまいります。

なお、小松保育所は特に老朽化が進んでいることから、少子化に伴う今後の子供の数の推移や子育て世代のニーズ、生活形態などを把握することを優先しながら、整備財源の優位性や管理運営に係る経費等を考慮し、整備主体のあり方や複合化の可能性も含めて調査・検討してまいります。

次に、保健福祉施設についてであります。健康福祉センターにつきましては、旧町立病院が建設された昭和42年から52年が経過しており、議員ご指摘のとおり、躯体、設備ともに老朽化が著しい状況であります。

現在、当該センターは、在宅福祉や介護保険事業を初め生活困窮支援、高齢者及び障害者団体支援、ボランティア活動支援などの地域福祉の拠点として、川西町社会福祉協議会が利用しております。

当該センターの再配置等については、公共施設個別施設計画に基づき、地域福祉の拠点としての機能が今後とも必要であることを基本に捉えながら、同様に旧町立病院に併設されている川西診療所のあり方とあわせて、現在、検討を進めているところであります。

次に、新庁舎建設により平成30年3月作成の川西町公共施設個別施設計画に影響はないのかについてであります。さきにお答え申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を求められた経過として、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本町においても、厳しい財政状況が続くことが見込まれ、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化、除却などを計画的に行

うことにより、財政負担を軽減、平準化するためであります。

今後の公共施設等の維持管理に当たりましては、新庁舎の建設整備に向けてお示した財政の見通しに基づき、起債発行額に一定の上限を設定しながら、事業の優先順位を明確にし、計画的に施設等の維持管理を推進してまいります。

このため、現計画に計上した施設管理計画に一部変更が生じる場合が想定されますが、その内容については議会に報告することとしております。あわせて、有利な財源の活用等も検討してまいります。

続きまして、小学校区の学区再編についてであります。教育委員会に町長はいつ諮問されたかについてであります。小・中学校の学区見直しにつきましては、平成16年に策定した新川西町行財政改革大綱において、小・中学校の通学区域の見直しを行い、将来における児童・生徒の教育環境と通学区域のあり方並びに学校施設の有効利用を検討することといたしました。

さらに、翌平成17年に策定した川西町集中改革プランで、小・中学校の学区の見直しと学校の統廃合等を改革項目といたしました。

教育委員会では、平成18年に「学校規模の適正化に向けた通学区域に関する見直しに関する計画書」を策定し、この計画書の中に中学校1校、小学校2校としていく旨の学区再編の方針が盛り込まれました。

しかし、計画書どおりに進めることに対して、各校区の地域住民の方々から、地域から小学校がなくなることへの懸念等ご意見を頂戴したほか、議会調査特別委員会の報告書において、中学校統合の効果検証を踏まえることや、小学校については、十分な住民理解・協力が得にくい状況を想定されることから、さらなる検討・協議を重ねる必要があるとのご意見を頂戴いたしました。

このような経過を経て、教育委員会は平成25年5月に、保護者、教育関係者、地域団体代表者、学識経験者等から成る「あすの川西町の小学校を考える協議会」を設置し、将来における小学校学区のあり方について諮問いたしました。全校区で幼児施設及び小学校の保護者、さらには住民から成る学区再編懇談会を開催したほか、パブリックコメントも行うなど、丁寧な協議・熟議に努めました。

そして、平成26年12月に児童数と小学校の適正配置、子供たちの教育力の向上、1学年1学級以上を目指すこと、学区再編検討の基準とルール、検討方法と合意形成のあり方の基本的な考え方をまとめた「川西町の小学校区の見直しに関する検討報告書」が答申され、これ

を受け、教育委員会は平成27年1月に川西町立小学校再編整備計画を策定しました。

平成27年7月からは、この計画書に基づく複式学級のある小学校区及び複式学級が想定される小学校区において、地域住民、関係者で構成する小学校学区再編検討委員会が設置され、協議が行われました。

その結果、高山・東沢小学校では再編を行い、玉庭・犬川小学校では、学区再編は実施しないことになりました。

平成28年8月から、再編すると結論づけた高山小学校は中郡小学校と、東沢小学校は小松小学校との開校準備委員会を立ち上げ、平成30年3月に両校とも開校となり、現在の小学校6校となっております。

次に、教育委員長という役職が廃止され、教育長にどの程度の権限があるかについてですが、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、それまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されたものがあります。

これにより、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の会議の主催者となり、具体的な事務執行の責任者かつ事務局の指揮監督者となったものであります。

同時に、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置され、総合教育会議で首長と教育委員会が協議・調整を行いつつ、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱を首長が策定することになりました。

また、新教育長の任期は、それまでの4年から3年となり、本職が任命することになりました。

次に、地域振興の拠点に位置づけている小学校の跡地利用について、どのように考えるかについてですが、平成30年3月に閉校した旧高山小学校及び旧東沢小学校につきましては、現在、体育館をスポーツ少年団等に貸し出しを行っておりますが、川西町公共施設個別施設計画において、2つの旧小学校については、利活用、または除却の検討を行うこととしているところであります。

現在のところ、旧高山小学校については数件の照会がありましたが、今後、関係課による協議及び事業者の意向等、協議、調整を図るとともに、地域との協議や意見集約も必要となることから、慎重に進めてまいります。

また、旧東沢小学校については、東沢地区において小学校校舎跡地利用検討委員会が設置され、調査、検討が進められており、地域の検討内容等も踏まえながら、町として方向性を

示してまいります。

次に、今回、請願書が出されている旧高山小学校の屋根の塗装等はどう対応していくのかについてであります。外部機関において当該施設を利活用したいとの意向を示されている案件があり、現在検討されておりますので、その進展に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、開発許可についてであります。開発許可制度は、都市計画法に基づき、都市の周辺における無秩序な市街化を防止するとともに、都市計画区域内の開発行為や建築行為について、公共施設や排水設備等、必要な施設の整備を義務づけするなどの役割を果たすことを目的として、都道府県知事等の許可が必要とされる制度であります。

開発許可の申請予定者が民間事業者である場合は、都市計画法第32条により、開発行為や建築行為により既存の公共施設の機能を損なうことがないように、あらかじめ公共施設管理者等の同意を得ることと規定されております。

町としては、開発許可申請者への添付書類と同等の書類提出を求めながら、公共施設の管理等を担う関係課が連携を図り、法令等への適合性や公共施設への影響を考慮し、同意の是非を判断しております。

議会に対して相談、または報告が必要ではないかのご指摘であります。この事務手続については、都市計画法に「公共施設の管理者又は管理することとなる者」との協議が必要と規定されているため、基本的には都市計画法に基づく行政手続の範疇であると捉えております。

また、民間事業者の営業活動に対する協議でありますので、情報の管理等、慎重な取り扱いが求められているものであります。このため、原則として庁内における事務手続にとどめており、今後も同様に対応していく考えであります。

近隣住民への周知が必要ではないかのご指摘につきましては、開発許可の申請者は申請時に隣接地権者からの同意を得ていること、また居住用以外で周辺に騒音等により害を及ぼすと予想される場合は、周辺隣接者からの同意も必要と規定されております。近隣住民等への事前の周知と同意を得ることを事業者に課すことにより、トラブルの未然防止、または開発行為や建築行為による影響を最小限に抑えることを目的としていると解しておりますので、原則として事業者の責任と認識しております。

一方、本町内における大規模開発事業、特に開発予定地の近隣に居住されている皆さんの生活環境等への影響が大きいと判断される事業については、事業者の了解を得た上で、議会

に対しご報告を申し上げます。

また、地域の皆さんの同意のもと、円滑に事業が推進されるよう、事業計画の相談等を受けた段階から、本町担当課が事業者と地域の皆さんとのパイプ役の役割を果たし、説明会の開催や開発事業に係る協定書の締結等に対して支援、指導等を行っております。

次に、船山あきと県議の県政活動報告の記事について、地域農業の課題についてであります。集落営農、法人化、農協出資法人それぞれにメリットがあるものと考えられます。

初めに、集落営農については、近隣の農家同士の話し合いにより経営の組織化を図り、共同販売経理や機械の共同利用による作業を行うことで、経営の効率化とコスト低減が図られ、農地の維持管理を集落が実施することで、その集落機能の維持にもつながるため、初めてのステップとして、集落営農は比較的チャレンジしやすいものと考えております。

ただし、集落営農はあくまでも任意組織であり、将来にわたって安定的な運営を考慮すると、いずれは集落営農から法人へ移行することが望ましいと考えております。

法人化については、農地の安定的な利用が可能となり、対外的な信用力も高まることによって、実需者との取引も進めやすくなります。その結果、加工・販売へつながる可能性も秘めております。

また、福利厚生面の充実を図ることで、従業員や新規就農者等が社会保険や労働保険への加入が可能となり、就業規則や給与所得等の労働諸条件の明確化により、雇用される側も生活の安定化が期待できるため、人材の確保にもつながるものと思料されます。

農協出資法人については、1993年の農地法改正後、農業生産法人へ農協からの出資が認められ、それ以降、農協出資法人がふえてまいりました。県農業技術普及課からの情報では、東南置賜管内で9つの農協出資法人があり、そのうち1法人が本町に所在を置く法人となっております。

農協出資法人は、特に稲作を中心とした土地利用型作物の経営を行う傾向が強く、その理由としては、農業者の高齢化や担い手の不足が挙げられております。ある地域や農協によっては、この法人をいわゆる地域農業の最後の受け皿と位置づける地域等もあるということで、地域に根差した農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、国、県、町、JA等関係機関が連携を図って、適切な営農形態の確立に向け、協議をしていく必要があると感じております。

法人の種類としては、その他に農事組合法人、株式会社、有限会社などがあります。いずれの経営体も特徴が異なるため、望ましい形態としては一概に申し上げられませんが、そ

それぞれの経営体が地域の農地・農業を維持していくために必要な体系として当該組織を選択したのであれば、その営農体系を確立できるよう、町として支援策等を講じてまいりたいと考えております。

次に、幹線道路網・交通安全施設の整備について、1つ目の米沢長井道路と国道113号線の交差点が、なぜ平面交差になったのかについてであります。当初計画段階では、米沢長井道路が上を通る立体交差計画でありましたが、その後、国道113号梨郷道路が事業化となったことで、現在の国道113号の交通量が減少する推計結果となりました。その結果を受けて、暫定2車線での供用段階では平面交差とし、4車線供用時に改めて交通量調査を行い、その結果から、立体交差か平面交差かを検討するとお聞きしております。

なお、用地買収については、立体交差かつ4車線での買収が行われております。

2つ目の梨郷道路のうち、L2.4キロメートルがなぜ2車線整備区間になったのかについてであります。平成21年5月に環境調査報告書説明会が、また平成23年1月に設計説明会が大塚地区交流センターにおいて開催され、計画内容について説明が行われております。

梨郷道路については、新潟山形南部連絡道路の一部を形成する自動車専用道路であり、長井市今泉から川西町大字西大塚までの2.4キロメートルについては、将来の交通量を踏まえ、2車線整備になったとお聞きしております。

3つ目の沿線のアクセスは十分なのかについてであります。本町内で乗り入れできるインターチェンジは1カ所となりますが、計画区域内の町道等は、従前の機能を確保していただく予定であります。

4つ目の米沢長井道路の進捗状況についてであります。平成30年度末において、事業費ベースで62%の進捗となっております。ただし、長井南バイパスを除きますと、事業費ベースで44%の進捗となっております。

次に、中心街の再整備に向けてについてであります。コンパクトなまちづくりは、居住や都市機能の集積による住民生活の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などに、有効な政策手段であると認識しております。

本町においても、町全体の課題解決のために、立地適正化計画の策定は有効な手段の一つと捉えており、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○教育長 小野庄士君。

○教育長 続きまして、私から小学校区の学区再編について、将来の児童数についてはについてお答えいたします。

小学校の令和7年度の児童数は、平成30年度の出生者数などから、今年度と比べて142人少ない538人と見込んでおります。

次に、今後、児童数の状況から、さらなる通学区域の見直しが必要としている。どのように見直すのかについてであります。川西町小学校再編整備計画では、学区再編を進めるに当たっては、児童数の推移予測や該当校における学校運営上の課題、地域づくりへの課題など、個々の課題解決に向けた検討を進め、保護者や地域住民の理解を得、再編整備の合意が調った小学校区から、段階的に学区再編を進めていくこととしております。

したがって、学区再編の検討開始は、川西町小学校再編整備計画の基準とルールに基づき、複式学級による学級編制が行われている、あるいは見込まれる場合、地域や保護者等から検討の要請があった場合となります。具体的には、通学区域の関係者の方々により協議する場を設置していただき、その検討委員会での結果により、再編整備の合意が調った後に進められることとなります。

次に、さらに当面継続していくと言うが、いつまで、どのようにしていくと考えているのかについてであります。議員ご案内のように、学校には教育施設というだけでなく、その地域コミュニティの核としての役割もあわせて持っており、近年、特にまちづくり、地域づくりにおいて、学校の役割が再認識されつつあると考えております。

町では、平成25年から年次的に小学校をコミュニティスクールに指定し、地域学校協働本部事業と連携した、地域とともにある学校づくりを目標に努めております。そこでは学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを行っております。

その中で、今後の学区再編にかかわる検討時期についても話題となっており、教育委員会としては、子供たちの教育環境整備とともに、その校区住民の考え方にも柔軟に対応してまいりたいと思っております。

次に、複式学級について、どのように考えているのかについてであります。川西町立小学校再編整備計画の資料2「児童数減少による学級編制の変化と教育環境ステージ」にまとめられておりますが、複式学級の形態については、子供の数の減少に伴い変化してまいります。

同時に児童の学習、学校行事、教職員数、通学状況等さまざまな事柄において影響が生じますので、これらを地域の各団体の長などで構成されるコミュニティスクールの学校運営協

議会で十分協議・熟議がなされ、その積み上げから地域の合意形成が進むものと考えております。

なお、教育委員会としては、計画書にありますように複式学級開設に伴うさまざまな影響、課題について、その解消や緩和に努めております。特に全国のへき地・離島の複式学級のあ
る小学校の実態や教育方法などについて研究するよう努めてまいりますので、ご理解いた
だきたいと思っております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 持ち時間1時間、残り9分でございますので、簡単に再質問申し上げますけれども、私が最初に申し上げました統一地方選挙については、ちょっと踏み込んだ話をさせていただくと同僚議員にお叱りを受けるかどうかでありますけれども、今回、立候補者が少ないのではなくて定数が多い、こういうご意見がいっぱいありました。私はこの4年間の中で、私一人ではできないわけではありますが、立候補者が少ないのではなくて定数が多い、では何名減でいいのかということが、今後の私の政治課題なのかなというふうに思っております。でありますから、私の考えだけ申し上げて、このことについては、特に答弁を求めません。

2番目の総合管理計画、町長は初めて数字を申されたのでありますけれども、総額760億円。一口で言えば簡単なんですけれども、さらに町長は、1年間にこれをやろうとすれば19億円、これできますか。ちょっとお尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国から示されている内容は、これから40年の中で全てを更新する、新規に更新していくという事業費と、あわせて大規模改修で手をかける、そういう意味では二重三重の投資をしながら維持していくという計画でございますので、当然、町でできる内容ではございませんので、さまざまな内容を精査して、財政規模に見合った形の維持管理をしていくことになっていくと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 時間を見ながら申し上げるわけではありませんけれども、お示した計画を実行できますかと、これをお尋ねしているんですよ。町長ですよ、これは。基本的なことです。事務担当でなく、町長に考え方を尋ねしているんです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 当然、施設の見直しを図りながら、必要でなくなったものは除却ということになりま

すし、集約を図るということにもなりますので、現状の施設を全て更新するという事は、不可能というふうに捉えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 町長は、私、通告していない中で、上水道の関係について申されたんですけども、これは私、今回の選挙のパンフレットに水道事業の民営化、そしてアスベストと言われる石綿管、山形県では35市町村のうち21キロという、県内一ですよ。これらについても、今、25%の補助があるのかな、数字的にはまた後で勉強させていただくとして、そういうものもあるわけですよ。だから、この計画どおりできますかと再度お尋ね申し上げます。簡単で結構ですよ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この施設計画は全体の管理計画でありますので、当然、水道事業もこの中に盛り込まれております。下水道も盛り込まれております。全ての町で持っている公共施設、そしてインフラ、この全てを更新するという事でありますので、更新のみならず、やっぱり長寿命化とか延命策を講じるということも当然ありますので、この計画そのものがひとり歩きしないように、ぜひご理解賜りたいなと思います。やはり中身を吟味して絞り込まざるを得ないというふうには捉えております。

○議長 高橋輝行君。

○12番 ぜひ、検討検討ということではなくて、副町長を中心とする早目の方針、この数字を示されたわけですから、それに基づく具体的な実効ある計画書、楽しみにしたいと思います。

この中で、これだけに時間を費やしてはあれですけども、この中に町長の好きな過疎債、過疎債ということについて、非常に町長は敏感でありますけれども、こういうものに該当になるものも当然あるわけですよ。簡単で結構です。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の計画に掲げております過疎債につきましても、本町にとりまして貴重な財源でございますので、そのほか国・県の補助金等の活用も視野に見ながら検討を進めてまいります。過疎債につきましても、貴重な財源として活用を見込んでおるところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 私はこの760億、初めて聞いたわけですけども、庁舎建設をしたために、ほかのものを我慢してくれというようなことが例えば出てくるとするならば、これは本末転倒です

よ。そういうことはないと思うんですけれども、先ほどお示しました「川西町の仕事と予算」の最後のページを見ますと、平成28年度ベースですけれども、129億からの、このうちの実質の借金は36%なんだと。129億円が全部借金でないと。こういう冊子なんですよ。これはちょっと、町長としては間違いないかもしれませんが、借金の額は額として、そこに向かっていかなければならないと思うんです。この辺について簡単に。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 その起債の中には、臨時財政対策債ということで、本来ならば交付税で交付されるものが、国のほうが起債を認めていただいて、100%交付税算入されるものでございますし、有利な起債を、交付税算入されるものを優先して取り組んでいる内容でございます。

○議長 高橋輝行君。

○12番 ちょっと足早に質問させていただきますけれども、開発許可関係ですけれども、これは都市計画法に基づいて、その範疇だというお話ですけれども、やはりこれ、地埃とか騒音とか、議員の指摘があるわけですよ。事前に概要ぐらいはお話をいただきたいという要望をしておきたいんですけれども、どうですか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 私のほうからお答えします。

町長答弁の中にも書かせていただいたとおりに、私どもも認識しておりますので、慎重に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○12番 最後になりますけれども、例えば教育長のさっきの答弁ですと、複式もあり地域でのコミュニティもありでしょう。これ全部お金かかるわけですよ。しかし、こちらのほうは町長サイドは、いわゆる儉約儉約でしょう。あるいは、船山県議はさまざまアドバルーンを上げるわけでしょう。非常にかみ合っていないように私、見えるんですよ。その辺は、どうかかみ合ったような関係を、なっているんでしょうけれども、さらにお願いをするわけなんです、お願いというよりも、そのようにご指摘を申し上げるわけなんですけれども、この辺はどうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 船山先生には、川西町のさまざまな事業に対してもご理解、ご指導いただいているところでありまして、今後も継続して連携を図りながら、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 2時39分)